

第52回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2018年(平成30年)6月21日(木曜日)
午前10時
(当日は、午前9時より受付を開始いたします。)

開催場所 東京都大田区雪谷大塚町1番7号
アルプス電気(株)本社ビル1階ホール
(末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。)

目次

第52回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内 (株主総会参考書類)	4
■会社提案	
第1号議案 剰余金の処分の件	6
第2号議案 取締役(監査等委員である取締 役を除く。)10名選任の件	7
第3号議案 監査等委員である取締役5名 選任の件	13
■株主提案	
第4号議案から第6号議案	19
(添付書類)	
事業報告	42
連結計算書類	64
計算書類	67
監査報告書	69
会場ご案内図	

アルパイン株式会社

証券コード：6816

株 主 各 位

東京都大田区雪谷大塚町1番7号
アルパイン株式会社
代表取締役社長 米 谷 信 彦

第52回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第52回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。なお、当日ご出席願えない場合は、後記の「4. 招集にあたっての決定事項」及び【議決権行使にあたってのご注意】をご参照のうえ、2018年6月20日(水曜日)午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。郵便事情により、通常の郵便よりも到着までに時間がかかることがあります。議決権行使書により議決権を行使される株主の皆様におかれましては、お早目の投函をお願いいたします。

敬 具

記

1. 日 時 2018年(平成30年)6月21日(木曜日) 午前10時
(当日は、午前9時より受付を開始いたします。)
2. 場 所 東京都大田区雪谷大塚町1番7号
アルプス電気(株)本社ビル1階ホール(末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 株主総会の目的事項
報 告 事 項 1) 第52期(2017年4月1日から2018年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2) 第52期(2017年4月1日から2018年3月31日まで)計算書類報告の件

決 議 事 項

<会社提案(第1号議案から第3号議案)>

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)10名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

<株主提案(第4号議案から第6号議案)>

- 第4号議案 剰余金の処分の件
- 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)1名選任の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

なお、各議案の内容は後記の「株主総会参考書類」に記載のとおりですが、**当社取締役会は株主提案(第4号議案から第6号議案)には反対**しております。株主提案及び当社取締役会の株主提案に対する意見については、19頁～33頁をご参照ください。

4. 招集にあたっての決定事項

- 1) 個人の株主様が代理人により議決権行使をされる場合は、原則として、①～③の書類のご提出が必要となります。
 - ①代理人様ご本人の議決権行使書用紙
 - ②代理権を証する書面(委任をされる株主様ご本人の署名又は記名押印のある委任状)
 - ③委任をされる株主様ご本人の議決権行使書用紙、又は委任状に押印された印鑑の印鑑登録証明書、パスポート、運転免許証、健康保険証その他の委任される株主様ご本人を確認できる公的書類の写し
- 2) 法人の株主様が代理人により議決権行使をされる場合は、原則として、①・②の書類のご提出が必要となります。
 - ①代理権を証する書面(委任をされる法人代表者様の署名又は記名押印のある委任状、又は職務代行通知書)
 - ②委任をされる株主様ご本人の議決権行使書用紙、又は委任状・職務代行通知書に押印された代表印の印鑑登録証明書
- 3) 代理人の人数は、当社定款の定めにより、当社の議決権を有する株主様1名とさせていただきます。
- 4) 議決権の不統一行使に際してのご通知方法
議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社までご通知くださいますようお願い申し上げます。
その他については4頁～5頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

5. インターネット開示についてのご案内

本定時株主総会招集ご通知に添付すべき書類のうち「連結株主資本等変動計算書」、「連結計算書類の連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ(<http://www.alpine.com/j/investor/information/meeting.html>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
従いまして、本定時株主総会招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際して、監査等委員会及び会計監査人が監査をした連結計算書類または計算書類の一部です。

以 上

【総会当日ご出席の株主の皆様へ】

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。尚、株主様ではない代理人及びご同伴の方、お子様など、株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意願います。

【議決権行使にあたってのご注意】

本総会におきましては、株主提案がなされております。その内容は後記の「株主総会参考書類」19頁以降に記載のとおりですが、当社取締役会はこれらの議案いずれにも反対しております。当社取締役会の考えにご賛同いただける株主様におかれましては、<会社提案>第1号議案から第3号議案に賛成、<株主提案>第4号議案から第6号議案に反対、の議決権行使をお願いいたします。

- 1) 議決権行使書(または委任状)による議決権行使の際に、議案に対して賛否の表示が無い場合は、会社提案に「賛成」、株主提案について「反対」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- 2) 第1号議案に対して、第4号議案は追加して提案された議案であります。したがって、<会社提案>第1号議案に反対し、<株主提案>第4号議案に賛成された場合には、第4号議案に係る議決権行使について無効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 3) 第2号議案及び第5号議案については、議決権行使にあたっての注意事項はありません。
- 4) 第3号議案及び第6号議案はいずれも監査等委員である取締役の選任議案であるところ、当社定款上、監査等委員である取締役の上限員数につき、「当会社の監査等委員である取締役は5名以内とする」と定められております。

本総会にお諮りしている議案のうち、当社取締役会では<会社提案>第3号議案記載のとおり、監査等委員である取締役5名選任の件をご提案しておりますが、提案株主による<株主提案>第6号議案においても監査等委員である取締役1名の選任が提案されており、双方の議案の全ての候補者(6名)が選任されると、定款に定める監査等委員である取締役の上限員数(5名)を超えてしまうこととなります。そのため、<会社提案>第3号議案と<株主提案>第6号議案とは、一部両立しない関係にあります。

つきましては、監査等委員である取締役の選任議案につき議決権を行使されるに際しては「第3号議案(会社提案)の候補者全員に賛成し、第6号議案(株主提案)の候補者に反対する」又は「会社提案の候補者と株主提案の候補者の中から、5名以内の候補者を選んで賛成する」などの方法により、賛否の意思をお示しください。

各議案で合わせて5名を超える候補者に賛成の記載がされた場合には、第3号議案及び第6号議案に係る当該議決権行使全体について、無効な議決権行使として取り扱わせていただきますので、ご注意ください。

- 5) 第3号議案及び第6号議案の全候補者のうち、一部のみ賛否の意思を表示された場合には、賛否の意思を表示されなかった残りの候補者についてはいずれも「棄権」として取り扱わせていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会参考書類(6頁～33頁)をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

A 株主総会への出席による 議決権行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、第52回定時株主総会招集ご通知(本書)をご持参ください。

B 郵送による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示のうえ、
2018年6月20日(水曜日)午後5時までに到着するようご返送ください。

C インターネットによる 議決権行使



当社の指定する議決権行使ウェブサイト(<https://evote.tr.mufig.jp/>)にアクセスしていただき、**2018年6月20日(水曜日)午後5時**までにご行使ください。
詳しくは、次頁をご覧ください。

- ① 当日ご出席の場合は、郵送(議決権行使書)またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。
- ② 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- ③ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.alpine.com/j/investor/information/meeting.html>)に掲載いたしますのでご了承ください。

【インターネットによる議決権行使のご案内】

1 インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話(iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ)※から、当社の指定する議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスしていただくことによってのみ可能です。ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止させていただきます。

※「iモード」は株式会社NTTドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

2 パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合など株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

3 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

4 株主様以外の第三者による不正アクセス(なりすまし)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

5 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関するお問合せ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

電話 **0120-173-027**

(受付時間 9:00～21:00、通話料無料)

【機関投資家の皆様へ】

機関投資家の皆様は、議決権電子行使プラットフォーム(いわゆる東証プラットフォーム)をご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

<会社提案(第1号議案から第3号議案)>

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の重要事項と位置付けており、連結業績をベースに「株主様への利益還元」、「競争力強化のための積極的な研究開発投資や設備投資」、「将来の事業成長に向けての内部留保」の3つのバランスを考慮して利益配分を決定することを基本方針としております。

この基本方針のもと、当期の期末配当につきましては、業績、今後の事業展開及び財務体質等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその金額

当社普通株式1株につき金15円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は1,034,283,900円となります。

これにより、中間配当金として1株につき15円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき30円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2018年6月22日

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)10名選任の件

本総会終結の時をもって、現在の当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)11名全員は定款第20条の定めにより任期満了となります。つきましては、取締役(監査等委員である取締役を除く。)10名の選任をお願いするものであります。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者は、次のとおりであります。また、当社は34頁～35頁記載の「アルパイン株式会社 取締役選任基準」に基づき、各候補者を決定しております。各候補者はいずれもこの基準に合致し、当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)としてふさわしい資質を備えているものと判断しました。

なお、本議案につきまして、監査等委員会は、代表取締役と意見交換を行ったうえで、取締役の選任について検討しました。その結果、取締役会の構成、各候補者の専門知識や経験等を踏まえ、本議案で提案されている各候補者は当社の取締役として適任であるとの結論に至りました。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
再任	こめ や のぶ ひこ 米谷 信彦 (1955年9月20日) 	1981年 4月 アルプス電気株式会社 入社 2004年 6月 同 取締役 2009年 6月 同 常務取締役 2012年 6月 同 専務取締役 2015年 6月 当社専務取締役 同 管理担当 2016年 6月 同 代表取締役社長(現任)	3,000株
1	【取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者とした理由】 米谷 信彦氏は、経営者として豊富なマネジメントの経験と知見を有し、2016年から代表取締役社長として「VISION2020」を着実に達成するため、組織改革や新規事業の創出など事業基盤の強化にリーダーシップを発揮しております。更なる当社の企業価値の向上と持続的な成長を実現するにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
再任 2	えん どう こう いち 遠藤 浩一 (1961年4月17日) 	1986年 4月 当社入社 2010年 6月 同 取締役 同 製品開発担当 2015年 6月 同 技術・開発副統括 2016年 1月 同 先行開発担当 2016年 6月 同 常務取締役(現任) 同 技術・開発担当(現任) (重要な兼職の状況) NEUSOFT CORPORATION 董事	5,600株
【取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者とした理由】 遠藤 浩一氏は、常務取締役として、技術・開発に関わる事項を統括し、イノベーションを生み出すための研究開発の強化や技術戦略の策定・実行等についてリーダーシップを発揮しております。更なる当社の企業価値の向上と持続的な成長を実現するにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。			
再任 3	こ ばやし とし のり 小林 俊則 (1960年1月14日) 	1997年 8月 当社入社 2010年 6月 同 取締役(現任) 同 営業担当 2015年 6月 同 米州・欧州担当 2017年 6月 同 欧州担当 2018年 5月 同 管理担当(現任)	3,000株
【取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者とした理由】 小林 俊則氏は、取締役として、当社の主力市場であるとともに事業戦略上重要な米州及び欧州地域における責任者として当社のブランドイメージを高め、事業拡大に努めました。本年5月より管理部門全体を統括する責任者として、管理体制の強化やコーポレート・ガバナンスの分野でリーダーシップを発揮しております。更なる当社の企業価値の向上と持続的な成長を実現するにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
再任 4	た ぐち しゅう じ 田 口 周 二 (1958年11月17日) 	1981年 4月 当社入社 2013年 6月 同 取締役(現任) 同 O E M製品開発担当 2016年 1月 同 共通技術担当 2016年 6月 同 品質・環境担当 2017年 4月 同 品質担当(現任)	3,200株
【取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者とした理由】 田口 周二氏は、取締役として、製品の品質管理の維持・向上など品質に関わる事項を統括し、自動車メーカーからの厳しい品質基準要求に対応するなどリーダーシップを発揮しております。更なる当社の企業価値の向上と持続的な成長を実現するにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。			
再任 5	い け う ち や す ひ ろ 池 内 康 博 (1957年2月20日) 	2004年 3月 当社入社 2014年 6月 同 取締役(現任) 同 中国担当 2016年 1月 同 製品設計担当 2018年 5月 同 欧州担当(現任) (重要な兼職の状況) ALPINE ELECTRONICS (EUROPE) GmbH 社長	3,000株
【取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者とした理由】 池内 康博氏は、取締役として、ナビゲーションを核としたインフォテインメントシステムや新ビジネスの技術開発を担当し、大型プロジェクトを推進しました。本年5月より、当社の主力市場であるとともに事業戦略上重要な欧州地域の責任者としてリーダーシップを発揮しております。更なる当社の企業価値の向上と持続的な成長を実現するにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
再任 6	かわらだ ようじ 河原田 陽司 (1958年1月1日) 	1980年 4月 当社入社 2015年 6月 同 取締役(現任) 同 生産・購買担当 2016年 6月 同 生産・資材担当(現任)	6,400株
【取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者とした理由】 河原田 陽司氏は、取締役として、生産革新や資材調達分野におけるグローバル・サプライチェーンマネジメント戦略の策定・推進強化に努めるなどリーダーシップを発揮しております。更なる当社の企業価値の向上と持続的な成長を実現するにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。			
再任 7	いの うえ しん じ 井上 伸二 (1959年8月22日) 	1983年 4月 アルプス電気株式会社 入社 2013年 6月 同 取締役 車載モジュール事業 担当 兼 技術本部副本部長 2016年 6月 当社取締役(現任) 同 製品設計副担当 2017年 4月 同 営業副担当(現任) (重要な兼職の状況) ALPINE ELECTRONICS (CHINA) CO., LTD. 董事長	3,000株
【取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者とした理由】 井上 伸二氏は、アルプス電気株式会社で車載モジュール事業に携わった経験と知見を活かし、当社取締役として自動車メーカー向けビジネスの営業に関わる事項を担当、リーダーシップを発揮しております。更なる当社の企業価値の向上と持続的な成長を実現するにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
10	新任 もとかわ やすし 元川 康司 (1964年6月28日) 	1988年 4月 当社入社 2005年 4月 同 第1 国際OEM部長 2008年 4月 同 第2 国際OEM部長 2015年 7月 同 理事 営業副担当 (国際OEM担当) 2016年 2月 同 理事 中国担当(現任)	6,000株
【取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者とした理由】 元川 康司氏は、自動車メーカー向けビジネス(OEM)で培った経験と知見を活かし、理事 中国担当として、EV(電気自動車)や自動運転の市場規模拡大が予想される世界最大の自動車市場の責任者を務め、リーダーシップを発揮しております。更なる当社の企業価値の向上と持続的な成長を実現するにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断し、同氏を新たに取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 片岡 政隆氏は、アルプス電気株式会社の業務執行者であります。同社は当社の親会社である特定関係事業者であり、同社における片岡氏の現在及び過去5年間の地位及び担当は上記のとおりであります。また、米谷 信彦氏及び井上 伸二氏は、過去5年間に於いて、当社の親会社であるアルプス電気株式会社の業務執行者でした。
3. 当社は、片岡 政隆氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、原案どおり同氏の再任が承認された場合には当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。

第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、現在の当社監査等委員である取締役4名全員は定款第20条の定めにより任期満了となります。つきましては、コーポレートガバナンス強化のため1名増員し、監査等委員である取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
再任 社外	こ じ ま ひ で お 小 島 秀 雄 (1948年11月30日) 	1980年 3月 公認会計士登録 2000年 5月 監査法人太田昭和センチュリー 常任理事 2006年 5月 新日本監査法人副理事長 2010年 9月 新日本有限責任監査法人シニア アドバイザー(2011年6月退任) 2011年 6月 当社社外監査役 住友重機械工業株式会社社外監査役 (2015年6月退任) 小島秀雄公認会計士事務所開設 (現任) 2013年 6月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・ グループ社外監査役 (2015年6月退任) 2015年 6月 住友重機械工業株式会社社外取締役 (現任) 2016年 6月 当社社外取締役 監査等委員(現任) (重要な兼職の状況) 住友重機械工業株式会社 社外取締役	0株
1	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 小島 秀雄氏は、長年にわたり公認会計士として会計監査に携わるとともに他の企業で社外役員を務めるなど、専門的な知識に加え幅広い見識を有しています。この経験を活かし当社の経営に貢献して頂けると判断し、同氏を引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
再任 社外 3	やなぎ だ なお き 柳 田 直 樹 (1960年2月27日) 	1987年 4月 弁護士登録 柳田野村法律事務所(現 柳田国際 法律事務所)入所(現任) 2004年 6月 日本製紙株式会社 社外監査役 (2012年6月退任) 2014年 6月 当社社外監査役 損保ジャパン日本興亜ホールディン グス株式会社(現 S O M P O ホール ディングス株式会社) 社外監査役 (現任) 2016年 6月 当社社外取締役 監査等委員(現任) Y K K 株式会社 社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) S O M P O ホールディングス株式会社 社外監査役 Y K K 株式会社 社外監査役	0株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 柳田 直樹氏は、長年にわたり弁護士として法律実務に携わるとともに他の企業での社外役員を務めるなど、専門的な知識に加え幅広い見識を有しています。この経験を活かし当社の経営に貢献して頂けると判断し、同氏を引き続き監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
新任 4	まえだ しんじ 前田 眞二 (1958年8月6日) 	1982年 4月 アルプス電気株式会社 入社 1991年 8月 当社転籍 2008年10月 同 人事部長 2013年 7月 同 理事 管理副担当 (人事・経営企画・東京事務所担当) 2016年 1月 同 理事 経営企画担当(現任)	1,200株
【監査等委員である取締役候補者とした理由】 前田 眞二氏は、人事部長や理事 管理副担当、経営企画担当を歴任し、当社グループについて熟知しており、取締役会の健全かつ適切な運営に必要な経験と知見を有しております。これらのことから、監督機能の実効性強化が期待できると判断し、同氏を新たに監査等委員である取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
新任 社外	きのした さとし 木下 聡 (1963年10月17日) 	1988年 4月 東芝タンガロイ株式会社(現 株式 会社タンガロイ) 入社 2005年 5月 同 技術本部材料開発部長 2011年 5月 同 執行役員技術本部長 兼 技術本部切削工具開発部長 2014年 3月 同 代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社タンガロイ 代表取締役社長	0株
5	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 木下 聡氏は、超硬合金メーカーである株式会社タンガロイの代表取締役社長として、国内外のグループ会社経営で培われた豊富な経験と幅広い知見を有しております。同社は大手自動車メーカーとの取引を含めグローバルでビジネスを展開しており、当社ビジネスとの類似性があることから、企業価値の向上と持続的な成長を実現するにあたり、実効的かつ有益な監督・助言を得ることができると考えております。また、株式会社タンガロイは当社と同じく福島県いわき市に本社機能を構える企業であり、地域社会との共生や貢献を含む企業経営全般に関する適切な助言を頂くことで、取締役会の健全かつ適切な運営やコーポレートガバナンスの強化が期待できると判断し、同氏を新たに監査等委員である社外取締役候補者いたしました。		

(注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

2. 小島 秀雄、長谷川 聡子、柳田 直樹、木下 聡氏の4氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。

当社は、小島 秀雄、長谷川 聡子、柳田 直樹の3氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、木下 聡氏の選任が承認された場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

3. 小島 秀雄氏の当社における監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。また、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由に基づき、当社の監査等委員である社外取締役としての責務を適切に遂行することができるものと判断しております。

4. 長谷川 聡子氏の当社における監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。また、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由に基づき、当社の監査等委員である社外取締役としての責務を適切に遂行することができるものと判断しております。

5. 柳田 直樹氏の当社における監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。また、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由に基づき、当社の監査等委員である社外取締役としての責務を適切に遂行することができるものと判断しております。
6. 当社は、小島 秀雄、長谷川 聡子、柳田 直樹、木下 聡の4氏との間で、4氏の選任が承認された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を新たに締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。
7. 柳田 直樹氏の上記略歴にある柳田国際法律事務所は、当社と法務の役務提供の取引関係がありますが、当事務所が当社から収受している対価の合計額は、当事務所の年間総収入金額の2%未満となっており、当社の独立性基準でいう多額には該当せず、柳田 直樹氏は十分に独立性を有していると判断しております。
8. 木下 聡氏の上記略歴にある株式会社タンガロイは、当社の連結子会社と販売などの取引関係がありますが、年間取引金額が当社及び当社の連結子会社または相手方の直近事業年度の連結売上高の1%未満となっており、当社の独立性基準でいう多額には該当せず、木下 聡氏は十分に独立性を有していると判断しております。

＜株主提案(第4号議案から第6号議案)＞

第4号議案から第6号議案は、株主様からのご提案によるものであります。提案の内容及び提案の理由につきましては、提案株主から提出された株主提案書の記載に沿って、内容的な変更は加えずに転記したものであります。

当社取締役会はこれらの議案いずれにも反対しており、株主提案に対する当社取締役会の意見の詳細は、各議案の末尾に記載しております。

第4号議案 剰余金の処分の件

■当社取締役会の意見：反対

(1) 議案の要領

剰余金の処分を以下のとおりとする。

本議案は、第52回定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案する場合
には、同提案とは独立して追加で提案するものである。

ア 期末配当に関する事項

直近事業年度（2017年4月1日から2018年3月31日）に係る期末配当金について、以下のとおり、配当するものとする。

① 配当財産の種類

金銭

② 1株当たり配当額

金325円から第52回定時株主総会に当社取締役会が提案し同定時株主総会において承認された当社普通株式1株当たりの剰余金配当額を控除した金額(同定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案しない場合には金325円)

③ 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき上記②の1株当たり配当額(配当総額は、1株当たり配当額に2018年3月31日現在の当社発行済普通株式総数(自己株式を除く)を乗じて算出した金額)

④ 剰余金の配当が効力を生ずる日

2018年6月29日

イ その他の剰余金の処分に関する事項

期末配当の実施に対応するため、以下のとおり別途積立金の取崩しを行う。

① 減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金31,450,000,000円

② 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金31,450,000,000円

(2)提案の理由

当社は、2017年7月27日、当社の親会社であり、議決権所有割合で41.16%の当社株式を保有するアルプス電気株式会社（以下「アルプス電気」といいます。）との間で持株会社体制への移行を伴う経営統合（以下「本経営統合」といいます。）を行うこととし、その一環として、アルプス電気を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを公表しました。本株式交換においては、当社普通株式1株に対してアルプス電気普通株式0.68株を割当て交付するとの株式交換比率（以下「本株式交換比率」といいます。）が合意されています。

本株式交換比率は、本経営統合の公表時点で当社の株価を2,108円と評価したということを示唆していますが、オアシスが、独立した評価機関であるビバルコ・ジャパン株式会社（以下「BVCJ」といいます。）から受領した株式価値算定書によれば、当社株式の公正価値は、本経営統合の公表前の株価と比較し、DCF法では98%高い1株当たり4,180円、類似会社比較法では3,516円から6,734円の範囲、すなわち67%から219%高い水準が妥当であるとのことでした。

本経営統合の公表後、当社は、下記において言及する2度にわたる2018年3月期通期連結業績予想の上方修正を行っていることから、当社の企業価値は更に大幅に向上していると考えられます。一方、アルプス電気は、最大の顧客の新製品の販売不振により、結果として、市場株価は大幅に下落しました。その結果、2018年4月19日のアルプス電気の市場株価の終値である2,684円を基にして、本株式交換比率を用いて当社の理論株価を算出するとわずか約1,825円となるに至りました。

さらに、オアシスによる検証によっても、当社とアルプス電気の間で合意された本株式交換比率が少数株主によって不公正であることが明らかになりました。当社による検証には以下の内容が含まれます。

- 当社は、恣意的に約300億円の現預金を運転資金として取り扱うことで、実質的に1株当たり約400円の株主価値の低下をもたらし、少数株主の権利を害しています。約300億円の運転資金というのは、オアシスが考える正当な運転資金の金額をはるかに上回る金額です。
- SMBC日興証券株式会社（以下「SMBC日興証券」といいます。）は、当社により独立した第三者算定機関として選定されたとされていますが、SMBC日興証券と同じ三井住友フィナンシャルグループに属する株式会社三井住友銀行は当社のメインバンクであるため、SMBC日興証券が当社から独立していると考えすることはできません。
- SMBC日興証券は、以下のとおり、可能な限り低い算定結果が出るような算定手法及び前提を選択しました。
 - ・ SMBC日興証券によって類似上場会社として選定された会社の固有の問題により、類似会社比較法とDCF法のうちマルチプル法（倍率法）において、不合理に算定結果が引き下げられています。

- ・ DCF法による算定の基礎とした当社の財務予測において、営業利益は、2019年3月期に約38.5%の増益、2020年3月期に約33.3%の増益を見込んでいるとのことですが、そのような増益が見込まれるのであれば、DCF法の継続価値の算定において永久成長率0%を使用するのではなく、DCF法で用いている財務予測の期間を業績が安定するまでの期間に延長するか、プラスの永久成長率を使用すべきです。
- ・ 算定結果は、本経営統合によってアルプス電気が得ることになるシナジーを反映していませんが、シナジーは算定結果に反映すべきです。

また、当社は、本経営統合の公表後、2017年10月30日と2018年1月30日に2度にわたり2018年3月期通期連結業績予想を上方修正し、これにより営業利益予想は6,500百万円から11,000百万円と70%近い上方修正が行われました。対照的に、アルプス電気については、最大の顧客の新製品の販売不振に伴う悪影響を受けています。

当社は、2017年7月27日の本経営統合の公表から1年5か月以上も先である2019年1月1日を効力発生日（予定）とする本株式交換を公表しました。これは、事業環境の改善の結果として当社の株価が上昇する前に本株式交換比率を公表する意図があったことが疑われるところであり、そうだとすると、当社は故意に少数株主を犠牲にして、当社の親会社であるアルプス電気の利益を図ったことになります。

そのような中、当社は、2018年2月27日、この2度にわたる業績予想の上方修正を受け、本経営統合公表時のSMBC日興証券によるDCF法による算定に関し、その基礎とされた当社及びアルプス電気の財務予測に対して業績予想修正が与える影響が、アルプス電気に対して本株式交換比率の見直しを要求することが必要となるほどに重要なものでないか否かの検証を実施したところ、当社取締役会においては、当社がアルプス電気に対し本株式交換比率の見直しを要求することを必要とするものではないと判断し、アルプス電気に対して、本株式交換比率の見直しの申し入れを行わない旨を決議したことを公表しました。当社は、SMBC日興証券が、最新の両社の財務予測を基礎として、合理的に想定し得る複数の前提条件に基づきDCF法によるシミュレーションを行った旨を公表していますが、SMBC日興証券が行ったとされるシミュレーションの内容やその前提は一切明らかにされていません。加えて、当社は、オアシスや他の少数株主が指摘した算定の問題点を考慮しませんでした。

当社の少数株主としては、当社がアルプス電気と本株式交換比率の見直しを行うための交渉すら行わないとの決定を受け入れることは到底できません。算定には明らかな欠陥があり、また、当社は算定の前提を十分に開示していません。このような状況においては、当社の取締役は少数株主の保護を怠ったと判断せざるを得ません。

上記(1)②により定まる金額は、上述したとおり、当社が恣意的に約300億円の現預金を運転資金として取り扱うことで1株当たり400円を超える株主価値の低下をもたらしたことと比較すれば、少数株主の権利侵害を全て補う金額ではありませんが、この金額は分配可能額の上限に近い金額です。

本株式交換がこのまま実施されれば、当社の少数株主は、不当にこの現金に対する権利を奪われることとなりますが、剰余金の配当を行うことにより、当社の少数株主の損害は軽減されます。オアシスは、アルプス電気を除く当社の少数株主には、上記(1)記載の内容の剰余金の処分に賛成するべきであると考えます。この剰余金配当を実施し、実質的に本株式交換比率を是正したとしても、本株式交換によって少数株主が受け取る対価は未だ公正な価格を下回るものではありませんが、少数株主として正しい選択であることは明かです。

■当社取締役会の意見 当社取締役会は、本議案(増配株主提案)に反対いたします。

(1)反対の理由

当社では、その保有する現預金のうち、事業推進上、相当額を必要運転預金として手元に確保しておく必要があり、以下のような事情及びこれまでの実績から判断して、平成30年3月期の売上規模では、約350億円程度を必要運転資金として捉えております。仮に、増配株主提案に係る配当(総額 約224億円)を実施した場合、現在の当社の必要資金需要に鑑みれば、運転資金が不足するおそれがあり、また、仮に即座に運転資金が不足しないとしても、危機事象等の信用収縮に備えた資金を失うことになりかねず、その結果、当社の事業の安定継続性を損なうおそれがあります。したがって、当社の事業の安定継続性を確保し、中長期的な企業価値の向上を図る観点からは、増配株主提案に係る配当を行うことは適切でないと考えております。

(2)反対理由の補足説明

ア. 当社の資本政策に関する考え方

- (a) 当社では、売掛金の回収のピークが月末であるのに対して、買掛金の支払いのピークが毎月20日前後となるため、通常、月末が現預金のピークとなる傾向にあり、過去5年の連結決算ベースで運転資金を捉えた場合、売掛金回転月数が1.5ヶ月～2.0ヶ月、棚卸資産回転月数が1.0ヶ月～1.5ヶ月、買掛金回転月数が1.0ヶ月～1.5ヶ月であったことから、運転資金確保の目安として1.5ヶ月～2.0ヶ月が標準的な水準と考えております。なお、この水準は、平成30年3月期の売上規模では約350～460億円に相当します。
- (b) 当社グループにおいては、米州、欧州、アジアなど(平成30年3月末時点で、グループ会社は14か国42社(子会社36社、関連会社6社)となります。)グローバルで事業を展開しており、海外での売上高が全体の85%を超えているところ、販売、生産、調達など各地域でのオペレーションを円滑かつ機動的に回すため、主要海外現地法人でUSドル、ユーロ、元、円などの複数の通貨建てで一定程度の運転資金を確保しておくことが必要と考えております。なお、平成30年3月期期末の連結貸借対照表上の現

預金(約537億円)のうち、国内で保有している現預金の比率は約30%となっております。

- (c) 配当金や税金の支払い、車載向け業界特有のトラブル対応等の準備として、一定の現預金を確保しておくことが必要と判断しております。
- (d) 大半の自動車メーカーは取引先に対し、定期的に財務データの提供を要求しており、安定的な財務基盤の確保は継続的な取引維持のための必須要件であります。特に当社グループのOEM事業は、全世界の自動車メーカーを対象にしているところ、これら自動車メーカーにあっては、生き残りをかけたグローバル競争から品質・価格・納期に関する要求が一層高まっており、こうした要求に応えるためには高い財務健全性を維持することが不可欠と認識しております。
- (e) 当社の更なる成長に向けた潜在的なM&A等への資金需要に応じるための資金を確保しておくことも重要であると考えております。具体的には国内・海外のソフトウェア開発会社やオーディオ機器会社などを中心に、100億円程度までのM&A案件の検討は日常的なものとなってきております。

なお、提案株主によれば、提案株主は、当社が平成29年7月27日付けでアルプス電気株式会社（以下「アルプス電気」といい、当社とアルプス電気を総称して「両社」といいます。）との間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）における株式交換比率（以下「本株式交換比率」といいます。）が不公正であることを理由に、これを実質的に是正する目的で増配株主提案を行ったとのことですが、著しい配当額の増額は、当社及びアルプス電気の間で本株式交換比率を合意した際に参考としたそれぞれの第三者算定機関による算定の基礎とは異なるため、両社の合意内容の前提条件を変更するものとして、アルプス電気を株式交換完全親会社とし当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）に影響を及ぼす可能性があります。

イ. 株式交換比率の公正性について

提案株主によれば、提案株主は、本株式交換比率が不公正であることを理由に、これを実質的に是正する目的で増配株主提案を行ったとのことですが、以下のとおり、当社取締役会は、本株式交換比率は公正であり、本定時株主総会において増配株主提案に係る配当を行うことによりこれを是正する必要はないと判断しております。

① 本株式交換比率の合意に至った経緯

当社は、平成29年7月27日付でアルプス電気との間で株式交換契約を締結するに際し、本株式交換比率の公正性を担保することを目的として、第三者算定機関であるS M B C日興証券株式会社（以下「S M B C日興証券」といいます。）から株式交換比率に関する算定書及び意見書（フェアネス・オピニオン）を平成29年7月26日付

で取得するとともに、法務アドバイザーであるＴＭＩ総合法律事務所から当社及びアルプス電気との経営統合（以下「本経営統合」といいます。）の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を受けました。

また、当社は、利益相反を回避することを目的として、支配株主であるアルプス電気との間で利害関係を有しないメンバーで構成される第三者委員会（以下「第三者委員会」といいます。）から、本株式交換を行うとの決議を当社の取締役会が行うことは当社の少数株主にとって不利益なものではないと認められる旨の答申書（以下「平成29年7月26日付答申書」といいます。）を、平成29年7月26日付で取得いたしました。

さらに当社取締役会としても、本株式交換比率は、ＳＭＢＣ日興証券から受領した株式交換比率に関する算定書によれば、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「ＤＣＦ法」といいます。）の評価レンジの範囲内であり、また、市場株価法及び類似会社比較法の評価レンジの上限を上回ることから妥当な水準であり、株主の皆様の利益を損ねるものではないと評価いたしました。

これらを踏まえ慎重に協議・検討した結果、当社は、平成29年7月27日付の取締役会において、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

②業績予想の修正を踏まえた本株式交換比率の検証

当社は、本株式交換契約の締結後、平成30年3月期において期中に通期連結業績予想の上方修正（以下「本業績予想修正」といいます。）を2度行ったことを受け、慎重を期し、本株式交換が当社の少数株主にとって不利益なものとなっていないかを確認する趣旨から、上記のＳＭＢＣ日興証券のＤＣＦ法による算定に関し、その基礎とされた両社の両財務予測に対して本業績予想修正が与える影響が、アルプス電気に対して本株式交換比率の見直しを要求することが必要となるほどに重要なものでないか否かの検証（以下「本検証手続」といいます。）を実施いたしました。

当社は、本検証手続に際し、ＳＭＢＣ日興証券に対して、最新の両社の財務予測が上記のＳＭＢＣ日興証券のＤＣＦ法による算定に対する影響について、分析を依頼するとともに、法務アドバイザーであるＴＭＩ総合法律事務所から本検証手続の方法・過程等について法的な観点から助言を受けました。

また、第三者委員会から、本業績予想修正が財務予測に対して与える影響は、当社として、アルプス電気に対し本株式交換比率の見直しを要求することを必要とするものではないと判断され、本業績予想修正に伴い、平成29年7月26日付答申書における意見の内容に変更はない旨の答申書を平成30年2月26日付で取得いたしました。

さらに当社は、当社の事業環境に関しては、短期的には自動車販売予測に重大な変更はないものと見込まれ、その結果として、足元の業績は良好であるものの、調査会

社による自動車販売予測に関する分析資料等によれば、中長期的な自動車販売予測の先行きはなお不透明であると判断するに至りました。これらを踏まえ慎重に協議・検討した結果、そのような事業環境を踏まえた当社の最新の財務予測と、当社においても確認を行ったアルプス電気の最新の事業環境を踏まえたアルプス電気の最新の財務予測を基礎とし、合理的に想定し得る複数の前提条件に基づいたＳＭＢＣ日興証券によるＤＣＦ法によるシミュレーションの結果によれば、本業績修正を踏まえても、同社が平成29年7月26日付で当社に対して提出した株式交換比率算定書に記載のＤＣＦ法の算定結果を十分に支持することができるものであり、アルプス電気の株式価値との相対評価である株式交換比率については大幅な比率の変動が生じるものではないと判断いたしました。

これら本検証手続の結果を踏まえ、当社は、平成30年2月27日付の取締役会において、本業績予想修正が財務予測に対して与える影響は、当社がアルプス電気に対し本株式交換比率の見直しを要求することを必要とするものではないと判断したことから、アルプス電気に対して、本株式交換比率の見直しの申し入れを行わない旨を決議いたしました。

③提案株主の主張に対する当社取締役会の考え方

A) 必要現預金について

提案株主は、本株式交換比率が不公正である旨を主張し、その主たる理由として、上記のＳＭＢＣ日興証券によるＤＣＦ法による算定において、当社の現預金のうち約300億円を必要現預金として取り扱っていることを挙げております。

しかしながら、ＤＣＦ法において、事業の運営に必要な現預金に関し、必要運転資金として非事業用資産に含めない取り扱い、コーポレートファイナンスの理論上、主流の考え方であるだけでなく、株式価値算定の実務においても一般的な取り扱いであり、必要現預金を考慮することが不当であるかのような主張は適切でないと考えております。

また、提案株主は当社の必要現預金の扱いについてのみ主張していますが、ＳＭＢＣ日興証券によるＤＣＦ法による算定においては、アルプス電気株式の評価においても、当社株式に対する評価と同様の前提に基づき、必要現預金が考慮された算定がなされております。

なお、必要現預金の規模として、当社では、上記のＳＭＢＣ日興証券によるＤＣＦ法による算定を行った時点の直近事業年度である平成29年3月期における上記（２）ア．（a）～（c）のような事情及びそれまでの実績から判断して、平成29年3月期の売上規模では、約300億円程度を必要運転資金として捉えており、当該金額が当該算定において必要現預金として考慮されております。

B) S M B C 日興証券の独立性について

提案株主は、S M B C 日興証券と同じ三井住友フィナンシャルグループに属する株式会社三井住友銀行が当社のメインバンクであることのみをもって、S M B C 日興証券が当社から独立していると考えすることはできない旨を主張しています。

しかし、金融商品取引法その他関連法令において、金融商品取引業者は、自社又はグループ会社による取引に伴い顧客の利益が不当に害されることのないよう利益相反管理に関する体制整備その他必要な措置を講じることが要求されており、さらに顧客に対する誠実公正義務、善管注意義務が要求されています。当社は、S M B C 日興証券が、そのグループ会社との間でのこのような体制整備等を講じており、本株式交換に係るアドバイザー業務の受託にあたっては、かかる手続に従い、グループ内におけるS M B C 日興証券の独立性や利益相反がないことにつき担保されたうえで、当社のために誠実公正に業務を行っている点について、S M B C 日興証券に対し確認しております。

C) 永久成長法について

提案株主は、上記のS M B C 日興証券によるD C F法の基礎とした当社の財務予測において、平成31年3月期に約38.5%の増益、平成32年3月期に約33.3%の増益が見込まれていることをもって、D C F法の継続価値の算定において永久成長率0%を使用するのではなく、D C F法で用いている財務予測の期間を業績が安定するまでの期間に延長するか、プラスの永久成長率を使用すべきである旨を主張しています。

しかし、S M B C 日興証券によれば、コーポレートファイナンスの理論上、事業計画期間後の期間において永続的に見込まれるフリー・キャッシュ・フローの成長率を採用することが必要であるため、事業計画期間において見込まれる短期的な売上等の成長率を単純に参考とする実務は採用していないとのことであります。また、提案株主は、当社株式のD C F法による評価について0%の永久成長率が適用されている点についてのみ指摘していますが、S M B C 日興証券は、アルプス電気株式についても同様に、事業のフェーズや事業環境等を踏まえ永久成長率として0%を採用しています。

D) シナジーについて

提案株主は、上記のＳＭＢＣ日興証券による算定結果について、本経営統合によってアルプス電気が得ることになるシナジーを反映しておらず、シナジーを算定結果に反映すべき旨を主張しています。

しかし、株式交換の実施を前提としない財務予測をＤＣＦ法の基礎として用いることは実務上一般的であること、本株式交換における株式交換比率のプレミアムが類似他社事例のプレミアム水準と比べて相当上位に位置するものであること、ＳＭＢＣ日興証券より、本株式交換における株式交換比率が、当社にとって財務的見地から公正である旨のフェアネス・オピニオンも取得していることに加え、本株式交換ではアルプス電気株式を対価とする株式交換を採用しており、現在の当社少数株主の皆様は本株式交換後もアルプス電気の株主として、本株式交換により生じたシナジーの分配を受けられる立場になることも考慮して決定されたものであることから、本株式交換における株式交換比率は公正なものであると考えております。

E) 類似会社の選定について

提案株主は、上記のＳＭＢＣ日興証券によるＤＣＦ法及び類似会社比較法による算定において、類似会社として選定された３社（クラリオン株式会社、パイオニア株式会社及び株式会社ＪＶＣケンウッド）固有の問題により、不合理に算定結果が引き下げられた旨を主張しています。しかし、これらの類似会社は、以下のとおり、客観的かつ合理的な基準に基づき選定されたものであり、類似会社として適切であると考えております。

(a) 事業内容の類似性

- ・客観性が担保されるよう、株式会社ユーザベースが運営する企業財務データベースのSPEEDAで「カーナビゲーション」業界に属する企業を選択したうえで、当社の規模、主要販売先の類似性、事業特性を勘案し、かつカーナビゲーション製品の製造販売事業の占める割合が過半となる企業を選定。
- ・業界資料等の確認により、上記で選定した企業の妥当性、網羅性等に係る検証を併せて実施。

(b) 株価形成における異常性の存在等の特段の事情の有無

- ・(a)の基準により選定された上場会社に関して、企業の組織再編が行われる等、通常的环境での株価形成と異なる事象が無いかの確認を実施。
- ・市場における取引成立率や浮動株式の回転率の確認も実施。

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)1名選任の件

■当社取締役会の意見：反対

(1) 議案の要領

岡田尚己氏を取締役(監査等委員である取締役を除く。)に選任する。

(2) 提案の理由

オアシスは、少数株主によって候補者に指名された真に独立した社外取締役である岡田尚己氏が取締役として加わるにより、当社においてより高度のコーポレートガバナンスが実現することを確認しています。また、オアシスは、独立した社外取締役が追加で選任されることにより、当社が真に少数株主の権利保護を図り、再度、株式交換比率についてアルプス電気との間で交渉を行い、少数株主が真の株主価値を反映した対価を受け取ることができるようにすると確認しています。

現在の当社の社外取締役は少数株主の権利と企業価値を守ることを怠っています。オアシスは、特に、社外取締役である小島秀雄氏が、アルプス電気に対し株式交換比率の見直しを要求することを必要とするものではないと判断した2018年2月27日開催の取締役会に欠席したことについて重大なことと考えています。少数株主の権利を保護するために最も重要な取締役会を欠席したということは、同氏が少数株主の権利を軽視していることを示しています。当社の取締役会に新たに少数株主の権利保護のために活動する取締役を加えることは、真に少数株主の権利と利益を守ることに繋がります。

また、オアシスは、小島秀雄氏のアルプス電気からの独立性について懸念を有しています。同氏は、新日本監査法人に所属していた際に、アルプス電気の監査を行った新日本監査法人の指定社員・業務執行社員のうちの1人でした。また、同氏は、アルプス電気の上場子会社である株式会社アルプス物流においても、同社の監査を行った新日本監査法人の指定社員・業務執行社員のうちの1人でした。すなわち、同氏は、長年にわたってアルプス電気及び同社の子会社と密接な関係を有してきたのであり、真にアルプス電気から独立して、当社の少数株主の権利を守ることはできません。

(3)候補者の氏名、略歴等

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
おか だ なお き 岡 田 尚 己 (1951年12月21日)	1974年 4月 日本無線株式会社 入社 1985年 2月 横河電機株式会社 入社 チームリーダー 1986年 8月 ソニー株式会社 入社 欧米地域営業部 担当部長 1997年 8月 ティーアールダブリュオートモーティブジ ャパン株式会社 入社 オートモーティブセーフティー事業部門 セールスディレクター&グローバルキーアカ ウントマネージャー 2005年 4月 モトローラ株式会社 入社 オートモーティブ事業部門 事業部門長&カ ントリーマネージャー (日本&韓国) 2006年 7月 コンチネンタルオートモーティブシステムズ 株式会社 入社 事業部門長 2007年10月 エイヴィエルジャパン株式会社 代表取締役社長 (現任) (重要な兼職の状況) エイヴィエルジャパン株式会社 代表取締役社長	0株

【取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由】

岡田 尚己氏は、パワートレインエンジニアリングで世界トップのオーストリア企業であるAVLの日本子会社であるエイヴィエルジャパン株式会社の代表取締役社長であり、同氏は、同社をAVLの子会社の中で2番目の規模に成長させてきました。また、同氏は、エイヴィエルジャパン株式会社、コンチネンタルオートモーティブシステムズ株式会社、モトローラ株式会社、ティーアールダブリュオートモーティブジャパン株式会社及びソニー株式会社において、事業開発に深く関与してきました。同氏は、日本及び韓国の自動車メーカーと強い関係を有しており、また、セールスと技術に関する専門性も有しています。さらに、同氏は、自動車産業において構造的な変革が起きている状況において、日本及び韓国において新規事業を創出してきた経験を有しています。これらは、当社の全てのステークホルダーに利益をもたらします。加えて、同氏は、少数株主の利益保護の観点からも取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任することが望まれます。

以上より、同氏を取締役（監査等委員である取締役を除く。）である社外取締役候補者といたしました。

■当社取締役会の意見**当社取締役会は、本議案(取締役選任株主提案)に反対いたします。****(1) 反対の理由**

提案株主は、少数株主の権利保護を主たる理由として、過剰な配当、及び株式交換比率を変更させるための取締役選任を提案しております、しかしながら、当社取締役会としては、これらの提案は、当社の企業価値ひいては少数株主の皆様の利益を含む株主共同の利益の確保又は向上に資するものではないと判断し、株主提案に反対いたします。

また、「より高度のコーポレートガバナンスが実現する」ことを取締役選任株主提案の理由として掲げておりますが、当社取締役会としては、実効的なコーポレートガバナンスを実現するために重要なことは、形式的に社外取締役の人数を増加させることではなく、必要な能力・資質を有する社外取締役を選定することにより、その実質面において取締役会による経営の監督の実効性及び適正性を確保することであると考えております。現状においても当社取締役会では、社外取締役が、独立した立場から取締役会の審議に参加し適宜質問や意見を発し、これに基づく徹底的な検証が行われるという体制が確保されており、当社取締役会におけるコーポレートガバナンス体制は十分に機能しております。また、本定時株主総会においては、新たに、これまで法律・財務・会計の専門分野における実績と広範な見識を有する専門家で構成されていた社外取締役に、企業経営者としての実践経験を有する木下聡氏を社外取締役候補者として選定しております。

上記の事情に鑑みれば、重ねて岡田尚己氏を社外取締役候補者として選定する必要はないと判断しております。

(2) 反対理由の補足説明

ア. 当社社外取締役である小島秀雄氏に対する当社取締役会の見解

①社外取締役としての活動について

小島秀雄氏は、平成30年3月期に開催された取締役会14回のうち13回に出席し、また平成29年3月期に開催された取締役会12回のうち監査役として2回、監査等委員として10回出席し、いずれも公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。また、平成30年3月期開催の監査等委員会14回の全てに出席、また平成29年3月期開催の監査役会2回、監査等委員会8回のいずれも全てに出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。

さらに本経営統合に関する審議においては、当社取締役会での審議のみならず、当社社外取締役を代表して第三者委員会に参加し、合計13回開催された全ての会合に出席し、少数株主の利益保護の側面から本株式交換の公正性について積極的に審議・検討しており、社外取締役としての職責を誠実に遂行しております。

②独立性について

小島秀雄氏は平成23年6月に当社の監査役に就任しておりますが、同氏が現在所属する小島秀雄公認会計士事務所及び兼職先の企業は、直近・過去ともに当社との業務上の取引はありません。また、小島秀雄氏は、現在の当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人に平成23年6月まで在籍した経歴を有しているものの、小島秀雄氏の在籍時、当社の会計監査人は別の監査法人であった上、新日本有限責任監査法人が当社の会計監査人に選任された平成24年3月期時点では、小島秀雄氏は同監査法人を退職していたことから、東京証券取引所及び当社が定める独立性基準を満たしており、小島秀雄氏の独立性や中立性は保たれていると判断しております。

また、小島秀雄氏がアルプス電気の会計監査人である新日本有限責任監査法人の指定社員・業務執行社員として同社の会計監査に責任を有していたのは平成13年3月期から平成19年3月期までであり、同社の会計監査人としての職責を離れたのち現在まで10年以上が経過しており、当社取締役会としては、小島秀雄氏のアルプス電気からの独立性は保たれていると判断しております。

イ. 当社提案に係る社外取締役候補者の木下聡氏に対する当社取締役会の見解

木下聡氏は、株式会社タンガロイの代表取締役社長としてグローバル企業の経営経験を有しております。株式会社タンガロイは、大手自動車メーカーとの取引を含めグローバルで事業を展開するという点において、当社事業との類似性が認められ、当社事業に関する実効的かつ有益な監督・助言を期待することができると考えております。また、株式会社タンガロイは、当社がいわき事業所を構える福島県いわき市にその本社を構え、地域社会との共生を図りつつグローバルで事業を展開する企業であり、当社の企業理念やCSRにおける重要課題に共感をいただきながら、株主をはじめとする全てのステークホルダーの視点から持続的な成長を目指すための有益な監督・助言を期待することができると考えております。また、木下聡氏は、その経営判断能力・人格・品格・倫理観の観点から、当社が定める取締役候補者の選任基準(34頁～35頁記載)を十分に充足しているものであると認められるうえ、当社と木下聡氏との間で木下聡氏の独立性を疑わせる事情は存在せず、当該選任基準の独立要件も充足していることが認められることから、当社取締役会としては、木下聡氏は、当該選任基準に定める必要かつ適切な能力・資質を有する社外取締役候補者であると判断しております。

第6号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

■当社取締役会の意見：反対

(1) 議案の要領

宮沢奈央氏を監査等委員である取締役に選任する。

(2) 提案の理由

当社の現在の監査等委員会は、全ての株主を公正かつ平等に取り扱うという義務を果たしていません。

宮沢奈央氏は、弁護士として、当社から完全に独立しており、現在の監査等委員会の欠陥を是正し、また、監査等委員である取締役の小島秀雄氏の独立性の欠如を補うことができます。また、同氏は、取締役会に対する適切な監督と公平な助言を行うことができ、その結果、当社の親会社であるアルプス電気だけではなく、全ての当社の株主の最善の利益を実現することができます。

同氏は、弁護士として法律実務に携わるとともに、他の企業において社外取締役を務めるなど、専門的な知識に加え幅広い見識を有しています。また、同氏が当社の役員に就任することは、当社のダイバーシティと女性活躍を推進することに繋がります。

以上より、同氏を監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

(3) 候補者の氏名、略歴等

宮沢奈央氏の略歴は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株数
みやざわ な お 宮 沢 奈 央 (1982年5月25日)	2005年 4月 ぴあ株式会社 入社 2016年 9月 弁護士登録 2016年 9月 TF法律事務所 2018年 2月 OMM法律事務所開設（現任） 2018年 2月 株式会社エスプール 社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社エスプール 社外取締役	0株

■当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案(監査等委員選任株主提案)に反対いたします。

(1)反対の理由

提案株主は、少数株主の権利保護を主たる理由として、過剰な配当、及び株式交換比率を変更させるための監査等委員である取締役選任を提案しております、しかしながら、当社取締役会としては、これらの提案は、当社の企業価値ひいては少数株主の皆様の利益を含む株主共同の利益の確保又は向上に資するものではないと判断し、株主提案に反対いたします。

当社は、当社が定める取締役候補者の選任基準(34頁～35頁記載)に基づき、必要かつ適切な能力・資質を有する社外取締役候補者を選定することとしております。

宮沢奈央氏は、平成28年9月に弁護士登録をされておりますが、特定専門分野における実績と広範な見識を有するに至るには相応のご経験年数が必要となると当社は考えております。この点、当社取締役会では、同じ法律の専門分野においてより豊富な経験・実績と広範な見識を有する柳田直樹氏及び長谷川聡子氏を監査等委員である社外取締役の再任候補者として選定しております。

また、コーポレートガバナンス・コード(平成27年6月1日制定)の原則4-11において、「監査役には、財務・会計に関する適切な知見を有している者が1名以上選任されるべきである」とされていること、日本監査役協会が制定した監査等委員会監査等基準(平成27年9月29日制定)の第8条(監査等委員候補者の選定基準等)第2項において、「なお、監査等委員会のうち最低1名は、財務及び会計に関して相当程度の知見を有するものであることが望ましい。」とされていることを踏まえ、当社監査等委員会全体としてのバランスや専門的知識、経験等を勘案いたしまして、当社提案に係る監査等委員である取締役候補者が最適任と判断しております。

したがって、宮沢奈央氏を監査等委員である社外取締役候補者として選定することは不要であると考えられます。

以 上

(ご参考) アルパイン株式会社 取締役選任基準

＜社内・社外取締役共通＞

1. 経営に関し客観的判断能力を有すると共に、経営判断能力、先見性、洞察性に優れていること
2. 遵法精神に富んでいること
3. 人望、品格に優れ、高い倫理観を有していること
4. 業務遂行上、健康面で支障のないこと

＜社外取締役＞

1. 企業経営者としての実践経験を有すること、もしくは、経営の監督機能発揮に必要な特定専門分野における実績と広範な見識を有すること
2. 取締役として職務遂行を行うための十分な時間が確保できること
3. 独立社外取締役については、以下の「独立性基準」に照らして独立要件を満たしていること

＜社外取締役独立性基準＞

当社は、当社の社外取締役が以下の基準項目のいずれにも該当しない場合は、独立性を有していると判断し、独立社外取締役とみなします。

1. 当社及びその親会社・連結子会社・兄弟会社(以下「当社グループ」という)の出身者(注1)
2. 当社の大株主(注2)
3. 当社グループの主要な取引先(注3)企業等の業務執行者、または、当社グループの主要な借入先(注4)企業等の業務執行者
4. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
5. 当社グループから多額(注5)の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、弁護士、司法書士、税理士、弁理士等の専門家
6. 当社グループから多額の寄付を受けている者(注6)
7. 社外取締役の相互就任関係(注7)となる他の会社の業務執行者
8. 近親者(注8)が上記1から7までのいずれかに該当する者
9. 過去3年間に於いて、上記2から8までのいずれかに該当していた者
10. 前各項の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

注1：現に所属している業務執行取締役、その他これらに準じる者及び使用人(以下、業務執行者という)及び過去に一度でも当社グループに所属したことがある業務執行者をいう。

注2：大株主とは、直近事業年度末において自己または他人の名義をもって議決権ベースで5%以上の保有株主をいう。大株主が法人、組合等の団体の場合は、当該団体に所属の業務執

行者をいう。

注3：主要な取引先とは、当社グループの販売先または仕入先であって、その年間取引金額が当社または相手方の直近事業年度の連結売上高の2%を超えるものをいう。

注4：主要な借入先とは、当社グループが借入を行っている金融機関でその借入金残高が直近事業年度末において当社の連結総資産または当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関をいう。

注5：多額とは、当該専門家の役務提供への関与に応じて以下に定めるとおりとする。

(1) 当該専門家が個人として当社グループに役務提供をしている場合は、当社グループから収受している対価(取締役報酬を除く)が、年間1,000万円を超えるときを多額という。

(2) 当該専門家が所属する法人、組合等の団体が当社グループに役務提供をしている場合は当該団体が当社グループから収受している対価の合計金額が、当該団体の年間総収入金額の2%を超えるときを多額という。ただし、当該2%を超過しない場合であっても、当該専門家が直接関わっている役務提供の対価として当該団体が収受している金額が年間1,000万円を超えるときは多額とみなす。

注6：当社グループから年間1,000万円を超える寄付を受けている者(法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者のうち、当該寄付に係わる研究その他の活動に直接関与する者)をいう。

注7：当社グループの業務執行者が他の会社の社外取締役であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外取締役である関係をいう。

注8：近親者とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。

以 上

(ご参考) アルパイン株式会社 コーポレートガバナンス・ポリシー

当社は、株主、顧客、従業員ならびに地域社会等のステークホルダーに対する責任を果たすとともに、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目的とした、実効性あるコーポレート・ガバナンスを実現してまいります。本ポリシーは、取締役会がこれを定め、継続的かつ定期的に見直しを行い、企業価値向上のためのコーポレート・ガバナンスの充実と進化に取り組みます。

第1章 総則

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社グループでは、コーポレート・ガバナンスの定義を「企業価値を増大するため、経営層による適正かつ効率的な意思決定と業務執行ならびにステークホルダーに対する迅速な結果報告及び健全かつ効率的で透明性のある経営を実現する仕組みの構築・運用」としています。株主をはじめ、全てのステークホルダーの利益最大化が重要と考え、企業価値の最大化を図り、かつステークホルダー間の利益をバランスよく満たし、その利益を直接、間接的に還元することを基本としています。

第2章 株主の権利・平等性の確保

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値創造を図るために、企業理念を「アルパインは、人々の心を大切にし、仕事の質を高め、活力に溢れた魅力ある企業を目指します。」と定め、これを具現化する「個性の尊重」・「価値の創造」・「社会への貢献」を掲げ、事業活動とCSR活動を一体化して進めるとともに、全ての株主の実質的な権利を確保するために、さまざまなコミュニケーション活動を通じて適切な情報提供するなど、株主が円滑な権利行使を行えるよう、環境作りなどを行っています。

1. 株主総会

当社は、株主総会を株主との建設的な対話の場であるという認識の下、当社における最高意思決定機関としており、全ての株主の意思を適切に反映させなければならないと考えています。また、株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けて、株主の権利行使に係る環境整備を各種実施しており、自社ホームページなどの「コーポレート・ガバナンス報告書」にその施策を掲載しています。

さらに、全ての株主の意向を確認し、今後の対話に反映させるため、株主総会終了後、賛否要因を分析し、取締役会で議論しています。また、賛否結果については「臨時報告書」及び自社ホームページにて開示しています。

2. 株主の平等性の確保

株主の権利を保護し、その権利行使を促進するとともに、全ての株主に対して、実質的な平等性の確保に努めています。また、違法行為の差止めや代表訴訟提起に係る権利等を含む、会社法で少数株主に認められている権利について、株式取扱規則で権利行使方法を定め、かつ同規則を自社ホームページに掲載するなどして、その権利行使の円滑化及び権利行使を阻害しない体制を構築しています。

- ①株主総会において株主が適切な判断を行えるよう、必要に応じ適切な情報を提供するために、株主総会議案については、取締役会決議の後、速やかに当社ホームページ、東京証券取引所ウェブサイトや機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームにて開示しています。
- ②株主が総会議案を十分に検討する期間を確保できるよう、招集通知を法定期日より早期である総会開催日の3週間前を目処に発送しています。また、発送前の開示も実施します。
- ③株主総会が株主との建設的な対話を行う場であるという認識の下、より多くの株主が出席できるよう、毎年、いわゆる集中日と予測される日より早期の日程で、株主総会を開催しています。
- ④現状の海外機関投資家比率を鑑み、海外からの議決権行使が行いやすいシステム利用や、海外機関投資家向けの英文による情報提供を実施しています。具体的には、インターネットによる議決権の行使、株式会社「CJ」が運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」の採用、自社ホームページや東証ホームページなどへの英文版の招集通知の掲載などを行います。

⑤信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等から株主総会において自ら議決権の行使を行うことの事前の申し出があった場合、当社として基本的な方針を定め、株主総会出席の可否の判断を行っています。

3. 資本政策

当社は中長期的な成長戦略と照らし合わせ、以下を考慮しつつ適正な資本水準を適宜見直します。

①急激な経営環境の変化や今後の予期せぬ経済恐慌などにも耐えうる財務体質を維持すること

②グローバルに事業を展開するために必要な財務体質を維持すること

③中長期的な成長を持続するために必要な資本を確保すること

また、当社の配当政策は、連結業績をベースに、①株主への利益還元、②競争力強化のための積極的な研究開発投資や設備投資、③将来の事業成長に向けての内部留保、これらの3つのバランスを考慮して決定することを基本方針とし、業績の動向、財務体質、株主の配当に対するご期待等を総合的に勘案し決定しています。経済情勢の変化に対応した機動的な経営を行い、株主価値の向上に資する財務政策を実行するため、自己株式の取得を必要に応じて行います。なお、機動的な配当政策及び資本政策の遂行を可能にするため、定款上は、剰余金の配当を株主総会のみならず取締役会の決議のみによっても行い得るよう定めませんが、安定的な配当を実現し、株主との間に当社の配当政策に関する共通理解が形成されるまでの間は、原則として期末配当は株主総会に諮ることとします。

4. 政策保有株式

当社は、当社の事業戦略の遂行や取引先との関係強化を目的とした戦略的な提携など、中長期的な当社の企業価値の向上につながると判断される場合を除き、原則として政策保有株式を保有しません。また、定期的な検証を通じ、中長期的な経済合理性を確認の上、保有を継続するか否かを判断します。政策保有株式を保有した場合の議決権行使に関しては、議案の内容を検討し、中長期に、保有先企業の株式価値、ひいては当社の企業価値向上につながるか判断した上で議決権を行使します。

5. 関連当事者間の取引

当社では、取締役または取締役が実質的に支配する会社と、当社または当社の関係会社と取引をする場合には、当該取引について取締役会で承認を得るべき旨を取締役会細則において定めています。また、その他の関連当事者間取引についても、金額が多額に上るもの、または会社の経営上・信用上相当の影響があるものについては、当該取引について取締役会で承認を得るべき旨を取締役会細則において定めています。

なお、支配株主（親会社）及び同グループ各社との取引については、市場価格をベースとし、競争原理に基づいて、公正な価格で行っています。

第3章 ステークホルダーとの適切な協働

当社は、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の創出において、さまざまなステークホルダーとの適切な協働が必要だと考えています。そこで、企業理念に基づき行動指針を策定し、事業活動とCSR活動を一体化して進め、当社を取り巻くさまざまなステークホルダーの期待に応えるために、取締役会・経営陣がリーダーシップを発揮しています。

1. 中長期的な企業価値向上の基礎となる企業理念

当社は、「アルパインは、人々の心を大切に、仕事の質を高め、活力に溢れた魅力ある企業を目指します。」を企業理念として、理想とすべきものづくりのあり方や、果たすべき社会的責任、人にかける思いなどを込めて、中長期的な企業価値創造のため、行動を推進しています。そして、企業理念に基づき策定した行動指針「創造・情熱・挑戦、私たちは、新たな価値の創造・ものづくりに情熱を持って果敢に挑戦しつづけます。」のほか、「倫理・法令遵守方針」及び「企業行動規準」を策定し、特に重要な事項として「倫理指針（十戒）」を定めています。

各行動規準は社内データベースに掲載され、随時確認できる環境を整えることで、社員一人ひとりが常に意識し行動するようにしています。

2. サステナビリティを巡る課題への対応

当社は、リスクマネジメントにおいて経営に大きな影響を与えるリスクを未然に防ぐこと、及び発生時の適切な対応と早期復旧を重要な課題と認識し、取組みを進めています。具体的には、各担当取締役が取締役会において、定期的にCSR関連の報告を行うと共に、インシデントに関する報告を適宜行い、必要事項については議論の上、速やかに対処しています。また、「アルプスグループ環境憲章」を定め、環境問題を重大な経営課題の一つと捉え、それに取組むため環境経営を推進しています。

3. 社内の多様性の確保

当社では、国籍や言語、文化慣習、性別などの異なる多様な社員が、お互いを理解し尊重しながら、いきいきと交流し、創造的で自立したプロフェッショナルとして成長することが、企業力の源泉と考えています。女性の積極採用を継続推進している他、短時間勤務制度の導入や各種年休制度等の整備により、女性の勤続年数は男性を上回っています。今後とも、ワークライフバランスの促進や、キャリア形成支援など、各種施策に取り組み、女性の活躍を促進していきます。

4. 内部通報制度

当社では、倫理ホットライン制度を設置しています。同制度は、常勤監査等委員、社外監査等委員、コンプライアンス担当部門長及び親会社であるアルプス電気のコンプライアンス・監査室長を窓口とし、かつ運用状況については社外取締役によるモニタリングを受けるなど、経営陣からの独立性確保に配慮しています。そして、管理担当取締役が倫理ホットライン制度の運用状況を監督し、定期的に取締役会に運用状況を報告しています。また、通報者の秘匿と不利益取扱の禁止については、倫理ホットライン規定で明記し厳格に運営しています。

第4章 適切な情報開示

当社は、株主・投資家などのステークホルダーに対して、決算短信や有価証券報告書、適時開示資料など、法令や規則で開示が義務付けられた情報を開示し、適時、適切な情報開示を行うことで、経営の公正と透明性を維持しています。当社ではホームページに、開示した情報を速やかに掲載すると共に、新製品情報や事業活動の最新ニュースなどの継続的な発信を心がけています。株主に向けては、株主通信「ALPINE REPORT」を第2四半期及び期末決算に合わせて発行(年2回)し、事業報告に加えて新製品や新技術などを紹介することで、当社の事業内容の理解が進むよう努めています。また、より一層の資本市場とのコミュニケーションを目的に、第2四半期及び期末決算時のアナリスト・機関投資家・マスコミ向けの決算説明会の開催や、工場見学会、「東京モーターショー」に併せ開催する個人株主説明会や定時株主総会終了後に行う株主懇談会など、マネジメントと市場参加者が直接対話できる場の充実を図っています。

第5章 取締役会等の責務

1. 取締役会及び取締役の役割

当社の取締役会は、経営の基本方針や中期事業計画を含む経営に関する重要事項を審議・決定するとともに、職務執行状況の監視・監督を行う機関と位置付けています。取締役会は月1回の定例開催に加え、必要に応じて臨時開催を行い、重要事項を全て付議し、十分な討議を経た上で決議を行っています。また、社外取締役を選任し、取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を持たせています。

車載情報機器事業を営む当社においては、機能別に組織体制を敷いていますが、相互の関連性と専門性が高いため、事業に精通した取締役がお互いに意見交換を行うことにより、迅速かつ的確な意思決定や職務執行を行っています。また、互いの経営責任を明確にして相互に監督することにより、実効性の高い監督機能が発揮できると考えています。

2. 取締役会の構成

当社は、取締役会における経営の方針や重要事項を審議・決定及び各取締役の職務の執行状況の監督を実効的に行うため、当社で定める選任基準に基づき、必要と考えられる能力・資質を有した者を取締役として選任すると共に、法律の専門家である弁護士、公認会計士である財務・会計の専門家を独立社外取締役として選任しています。

3. 取締役候補者の選任基準
取締役候補者の選任基準を役員規則に規定し、次の条件を有する者を候補者として選任するものとします。

＜社内・社外取締役共通＞

1. 経営に関し客観的判断能力を有すると共に、経営判断能力、先見性、洞察性に優れていること
2. 遵法精神に富んでいること
3. 人望、品格に優れ、高い倫理観を有していること
4. 業務遂行上、健康面で支障のないこと

＜社外取締役＞

1. 企業経営者としての実践経験を有すること、もしくは、経営の監督機能発揮に必要な特定専門分野における実績と広範な見識を有すること
2. 取締役として職務遂行を行うための十分な時間が確保できること
3. 独立社外取締役については、当社「社外取締役の独立性基準」に照らして独立要件を満たしていること

4. 独立社外取締役の役割

当社の独立社外取締役は、適法性の確保に注力するとともに、全てのステークホルダーを念頭に置き、取締役会で積極的な意見交換や助言を行い、経営陣の選・解任及び報酬、会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反の監督、その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営監督の強化に努めています。また、定期的に当社拠点を訪問し、情報収集を行うとともに、他の取締役、従業員と情報交換・意見交換を定期的に行い、実効性のある監督に努めています。

5. 最高経営責任者の後継者の決定

中期的な取締役会の体制については、最高経営責任者後任を含めて、経営トップ及び管理担当取締役で、適宜、協議を行っており、具体的な取締役候補者は、取締役会にて決定しています。

6. 経営陣への委任

当社は、取締役会において決議を要する事項については、法令・定款で定められているもののほか、経営方針、中期事業計画その他経営に関する重要事項についても、その項目、金額基準等を設けて取締役会決議で判断・決定しており、当社ではこれらの付議基準及び各取締役に委任する範囲について取締役会規則及び細則に定めています。

7. 監査等委員及び監査等委員会の役割・責務等

当社の監査等委員(会)は、社外監査等委員が過半数を占める体制により、取締役会から独立した客観的な立場から適切な判断をするように努めています。また、社外監査等委員には、法律の専門家である弁護士及び会計の専門家である公認会計士として豊富な経験を持った社外監査等委員と当社の事業に精通した社内監査等委員が高い実効性を持って監査を行うとともに、内部監査部門と連携を図り、取締役会やその他の重要な会議の場において、経営陣に対して意見を述べています。さらに、監査等委員の補助者及び監査等委員会の事務局を置くこととし、当該業務を担う使用人については取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性を確保します。

8. 取締役の兼職について

取締役が他の上場会社の役員を兼職する場合には、当社の取締役としての役割・責務を適切に果たすために必要な時間・労力を確保できる合理的な範囲に限り、所定の手続きを経て、取締役会の承認をもって行うことができるものとし、重要な兼職の状況は、法令に基づき株主総会参考書類及び事業報告などにおいて開示します。

9. 内部統制

当社は、会社法に基づいた業務の適正を確保するための方針を決定し、経営企画部門、法務部門、コンプライアンス部門、人事部門、経理部門及び情報システム部門などの各主管部門が基本方針を受けて具体的な内部統制の仕組みの整備及び運用を行っています。

また、重要な施策の決定や契約書の締結については、事前に管理担当取締役の指揮・監督の下に法務部門が適法性及び妥当性について確認しています。財務諸表の適正を確保するための内部統制の有効性については、内部監査部門が全社事務局として統制状況を取りまとめています。全社的なリスク管理(危機管理)は、総務部門が主管となって実施しています。内部統制やリスク管理体制の監督については、各主管部門が部門業務監査を実施しているほか、社長直轄の内部監査部門による内部監査の形で実施しています。

10. 会計監査人

情報開示の信頼性と株主・投資家に対する責務を担保するべく、高品質な監査を行うための十分な監査時間、経理担当取締役、内部監査部門及び監査等委員である取締役と、必要に応じ情報交換を行うことで相互の連携を深めています。

11. 取締役会の評価

取締役会による経営の監督の実効性及び適正性、ならびに自らの取締役としての職務の遂行状況について、毎年自己評価等を実施し、社外取締役を中心とする監査等委員会がその内容の評価・分析を行い、結果を取締役会に報告します。取締役会は評価結果に基づき、取締役会全体の実効性について、分析・評価を行い、その結果の概要について開示するものとします。

12. 取締役に対するトレーニングの方針

当社は、取締役・監査等委員が期待される役割・責務を適切に果たすことができるよう、必要な知識の習得や適切な更新により、研鑽に努めることができる機会を提供しています。具体的には、年2回、取締役研修会を開催し、社内外の状況を踏まえたテーマを取り上げ、知識習得と意見交換を行っています。

また、監査等委員については、監査に関する情報収集、共有化に努めるとともに、必要に応じてセミナーや研修を受講します。社外取締役の就任に際しては、当社の事業内容、経営内容及び中期の事業計画などを説明しています。

第6章 株主との対話

当社は、株主をはじめとする全てのステークホルダーの利益最大化が重要と考え、企業価値の最大化を図り、かつステークホルダー間の利益をバランスよく満たし、その利益を直接、間接的に還元することを基本としています。その考え方に基づき、当社では株主との平素からの対話を重視しており、例えば、経営トップが定期的に決算説明会や個人株主説明会において、当社の経営状況を説明し、意見交換などを実施しています。

社内における迅速かつ網羅的な情報収集体制を構築し、関連法規や証券取引所のルールに則って、重要な会社情報について、開示の要否や内容、時期などの検討を行っています。なお、株主からの対話(面談)については、株主の希望や関心事項などに応じて、管理担当取締役や経営トップなどが面談対応を行い、マネジメントと市場参加者や株主が直接対話できる場の充実を図り、建設的かつ双方向的な対話を促進しています。株主との対話等により得られた各種情報については、管理担当取締役から定期的に経営トップや取締役会への報告を行っています。

インサイダー情報を適切に管理するため、「インサイダー取引規制に関する規定」に基づき、株主との対話(面談)を含め、インサイダー情報の管理に努め、社内外への情報漏洩の防止を図っています。

当社は、四半期毎の株主名簿を用い、株主名簿上の株主構造を把握し、取締役会にて定期的に報告し、情報を共有しています。また、株主名簿管理人を通じて、「実質株主」の調査・把握に努めています。ここで得た情報は、年複数回実施するIRカンファレンスや定例のIR取材などに活かしています。

以 上

(ご参考) アルパイン株式会社 取締役会実効性評価について

1. 目的・主旨

当社は、株主、顧客、従業員ならびに地域社会等のステークホルダーに対する責任を果たすとともに、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目的とした、実効性あるコーポレート・ガバナンスを実現するため、コーポレートガバナンス・ポリシーを定めています。それに基づき、取締役会の機能の一層の向上を図ることを目的に、取締役会実効性評価を昨年にも引き続き実施しましたので報告いたします。

2. 分析・評価の方法

取締役会メンバーに対し、取締役会の構成、運営、審議内容、取締役間のコミュニケーション、支援体制等について設問票による記名式アンケートを行い、各々の所感を含む自己評価を実施しました。そして、これらを社外取締役を含む監査等委員会及び管理担当取締役が分析、課題整理を行った後、取締役会において報告を行い、検証及び議論を行いました。

3. 分析・評価結果の概要

結果として、昨年度は、議論、審議、運営が適切かつ合理的に行われていることが確認され、実効性が確保されていることが検証出来ました。

一方、取締役会の審議に向けた準備手続きの効率、取締役会の構成員の多様性や、取締役会資料の品質等の課題が明らかとなりました。

4. 今後の対応等

上記結果をもとに、来年予定しておりますアルプス電気㈱との経営統合に向けて検討を行っていくとともに、当評価における取締役の見解・評価を共有化することで更に一体感のある経営姿勢を育み、当社のガバナンス並びに企業価値の向上に活かしていきます。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2017年4月1日から
2018年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 企業集団の事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は緩やかな回復基調で推移し、米国や欧州も緩やかな景気拡大が続きました。一方で、米国新政権による政策動向や極東地域における地政学リスクの上昇等から世界経済は先行き不透明な状況で推移しました。

カーエレクトロニクス業界では、自動車の電子化が加速するなか、インフォテインメントシステムを核とした車載情報分野と、自動運転やAI(人工知能)など新分野との連携が拡大し、業種・業態を超えた企業間競争が激化しています。

このような状況下、当社グループは今年度を2020年度に向け策定した企業ビジョン『VISION2020』達成のための構造改革仕上げの年と位置付け、2017年度を初年度とする「第14次中期経営計画」を策定しました。この計画に基づき、国内技術開発子会社を吸収合併し技術開発力を強化するとともに、ソフトウェアの性能や品質が製品の競争力を左右する重要な要素となることから、株式会社シーズ・ラボとの資本及び業務の提携強化を図り、子会社化しました。また、コニカミノルタ株式会社が開発した3D AR(拡張現実)技術を活用したHUD(ヘッドアップディスプレイ)の量産化を目指し、同社との共同開発をスタートさせました。更に、期初に統合した国内製造子会社3社の生産性向上を図るなど、グループ再編による構造改革を推進し、より強固な事業基盤の構築に努めました。ビジネス面では、ユーザーが求める快適なカーライフ実現に向け、新規ビジネスとして『アルパインスタイル カスタマイズカー』の販売を開始しました。これら諸施策に加え、国内市販市場向けアルパインブランドの車種専用製品の売上が堅調に推移し、また中国市場における欧州自動車メーカー向け純正品の売上が伸長するなか、為替が円安で推移したことから、売上高が増加しました。また営業利益も、増収効果に加え、研究開発費の効率化を図るなど固定費を削減したことにより増加しました。

この結果、当連結会計年度(2017年4月～2018年3月)の業績は、連結売上高2,752億円(前期比11.1%増)、営業利益137億円(前期比145.0%増)、経常利益136億円(前期比83.8%増)、親会社株主に帰属する当期純利益93億円(前期比20.2%増)となりました。

《音響機器事業》

当事業部門では、市販市場向け、自動車メーカー向け純正品ともに、オーディオ機能とナビゲーションやディスプレイ製品などの情報・通信機器が融合し、オーディオ市場の減少傾向が続いています。一方、アナログ音源復活の兆しとともに音質に注目が集まるなか、市販市場での売上拡大を目指し、国内のオーディオ・ビジュアル機器専門の展示会「OTOTEN—AUDIO・VISUAL FESTIVAL2017—」にサウンドシステムを搭載したデモカーを出展するなど、積極的なプロモーションを展開しました。

また、自動車メーカー向け純正品については、静寂性に優れた高級車向けに臨場感のある高音質を訴求したスピーカーやアンプに加え、自動車の燃費や環境に配慮した薄型・軽量スピーカーや、車室内デザインの変化に対応するため設置場所の自由度を向上させた軽量・小型の『レイアウトフリースピーカー』の受注拡大を図りました。

以上の結果、当事業部門の売上高は540億円(前期比17.5%増)となりました。

《情報・通信機器事業》

当事業部門では、国内市販市場に投入した大画面ナビゲーション『Big-Xシリーズ』の販売が堅調に推移するなか、「第45回東京モーターショー2017」や「東京オートサロン2018」に出展し、新規ユーザーの獲得を目指すとともにアルパインブランドの強化を図りました。また、ナビゲーションを核としたシステム製品を搭載し、高品質な車室内インテリアを実現した『アルパインスタイル カスタマイズカー』の受注活動にも注力しました。更に、欧米市販市場向けに車種専用の新製品を投入したことから、売上高は堅調に推移しました。

自動車メーカー向け純正品については、高級車を中心に標準装備となりつつあるディスプレイ製品が、受注の端境期の影響を受け一部の自動車メーカー向けに減少しましたが、中国において欧州高級自動車メーカー向けナビゲーションの販売が好調に推移したことから、売上高は増加しました。

以上の結果、当事業部門の売上高は2,212億円(前期比9.7%増)となりました。

(2) 企業集団の設備投資及び資金調達の状況

設備投資については、将来の成長に備え、自動車メーカー向け大型プロジェクトに対応した金型や機械設備への投資など、総額86億円の投資を実施しました。

なお、当連結会計年度における株式や社債発行及び長期借入金による資金調達はありません。

(3) 企業集団の対処すべき課題

現在の自動車業界は100年に1度とも言われる大きな変革の時代に入っており、特にCASE(Connected, Autonomous, Shared & Services, Electric)と呼ばれる4つの領域においては、インターネットへの常時接続機能の搭載(Connected)、自動運転(Autonomous)、自動車シェアリングサービス(Shared & Services)及びハイブリッド車やEV(電気自動車)への電動化(Electric)等、他の業界に類を見ないほどの大きな変化が短期間に生じています。また、IT企業による自動車業界への進出に代表されるように、自動車業界の枠組みを超えた合従連衡の動きは従前よりも格段に加速しています。

当社は顧客である自動車メーカーと接触するなかで、2018年度以降もCASE(Connected, Autonomous, Shared & Services, Electric)領域への経営資源の集中は自動車業界全体のトレンドであり続け、HMI(ヒューマンマシンインターフェース)等のサプライヤーは、単なるモジュール製品の納入だけではなく、自動車全体におけるHMIシステムの提案まで行うことが期待されていることを実感するに至りました。このように目まぐるしく変化している車載機器の市場環境を踏まえ、当社とアルプス電気株式会社の強みを融合させた新製品の開発及び市場投入までの時間の短縮は喫緊の課題となっています。当社グループはアルプス電気株式会社との経営統合を加速し、シナジーを着実に創出することで、これらの課題に速やかに対処し、お客様の期待に応えていきます。

(4) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第49期 (2014年度)	第50期 (2015年度)	第51期 (2016年度)	第52期 (当連結会計年度) (2017年度)
売上高 (百万円)	294,560	273,056	247,751	275,281
営業利益 (百万円)	11,523	5,434	5,612	13,748
経常利益 (百万円)	15,000	6,170	7,439	13,669
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	12,704	10,698	7,760	9,326
1株当たり当期純利益 (円)	183.42	155.14	112.57	135.27
総資産 (百万円)	211,309	205,182	201,857	219,623
純資産 (百万円)	144,223	143,805	145,328	156,104
自己資本当期純利益率 (ROE) (%)	9.5	7.5	5.4	6.3
総資産当期純利益率 (ROA) (%)	6.3	5.1	3.8	4.4

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数控除後の期中平均株式数を用いて算出しています。
2. 自己資本当期純利益率（ROE）はそれぞれの前連結会計年度末と当連結会計年度末の自己資本の平均を用いて算出しています。
3. 総資産当期純利益率（ROA）はそれぞれの前連結会計年度末と当連結会計年度末の総資産の平均を用いて算出しています。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況（2018年3月31日現在）

① 親会社の状況

当社の親会社はアルプス電気(株)で、同社（同社の子会社を含む）は当社の株式28,369千株（議決権比率41.15%）を保有しています。

当社は親会社より材料の一部を仕入れています。

これらの取引については、市場価格をベースとし、競争原理に基づいて、公正な価格で行っています。当社取締役会は、親会社との取引が当社グループの利益を害するものではないと判断しています。

② 重要な子会社の状況

名 称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の 保有割合	関係内容
ALPINE ELECTRONICS OF AMERICA, INC.	アメリカ トーランス市	千USD 53,000	音響機器及び情報 通信機器の製造販 売	100.00	当社およびALCOM AUTOMOTIVE, INC.が製 品を納入 役員の兼任あり
ALCOM ELECTRONICOS DE MEXICO, S.A. DE C.V.	メキシコ レイノサ市	千USD 7,700	音響機器・情報通信 機器及び電子部品 の製造販売	※100.00	ALPINE ELECTRONICS OF AMERICA, INC.が製品 の製造を委託 役員の兼任あり
ALPINE ELECTRONICS (EUROPE) GmbH	ドイツ ミュンヘン市	千EUR 1,000	音響機器及び情報 通信機器の販売	100.00	当社が製品を納入 役員の兼任あり
ALPINE ELECTRONICS MANUFACTURING OF EUROPE, LTD.	ハンガリー ビートルバージュ市	千EUR 33,500	音響機器及び情報 通信機器の製造販 売	100.00	当社が製品の製造を委託 役員の兼任あり
ALPINE ELECTRONICS (CHINA) CO., LTD.	中国 北京市	千CNY 823,907	音響機器及び情報 通信機器の販売、開 発及び設計	100.00	DALIAN ALPINE ELECTRONICS CO., LTD.、TAICANG ALPINE ELECTRONICS CO., LTD. が製品を納入 役員の兼任あり
DALIAN ALPINE ELECTRONICS CO., LTD.	中国 遼寧省大連市	千CNY 164,945	音響機器及び情報 通信機器の製造販 売	※100.00	当社及びALPINE ELECTRONICS (CHINA) CO., LTD.が製品の製造を 委託 当社が機械設備を貸与
TAICANG ALPINE ELECTRONICS CO., LTD.	中国 江蘇省太倉市	千CNY 206,593	音響機器及び情報 通信機器の製造販 売	※100.00	当社及びALPINE ELECTRONICS (CHINA) CO., LTD.が製品の製造を 委託 当社が機械設備を貸与

名 称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の 保有割合 %	関係内容
ALPINE ELECTRONICS OF ASIA PACIFIC CO., LTD.	タイ バンコク市	千THB 241,000	音響機器及び情報 通信機器の販売	100.00	当社及び関係会社が製品を 納入 当社が資金を貸与 役員の兼任あり
アルパインマーケ ティング(株)	東京都 大田区	百万円 310	音響機器及び情報 通信機器の販売	100.00	当社が製品を納入 役員の兼任あり
アルパインマニュ ファクチャリング (株)	福島県 いわき市	百万円 275	音響機器及び情報 通信機器の製造販 売	100.00	当社の製品の製造を委託 当社が土地・建物を貸与

(注) ※印は、子会社保有の議決権を含んでいます。

(6) 主要な事業内容（2018年3月31日現在）

当社グループは、自動車用音響機器及び情報・通信機器の製造販売を主要な事業とし、かつ、これに附帯する事業を営んでいます。

各部門の主要な製品は次のとおりです。

区 分	主 要 製 品
音 響 機 器	CDプレーヤー、アンプ、オーディオプロセッサー、デジタルラジオ、スピーカー
情 報 ・ 通 信 機 器	ナビゲーション、AVシステム、AVN一体機、ディスプレイ製品、DVD製品、カメラシステム、その他周辺機器
そ の 他	サービスパーツ（補修用部品）、その他付属品

(7) 主要な営業所及び工場（2018年3月31日現在）

① 当社

本 社	東京都大田区雪谷大塚町1番7号
事 業 所	いわき事業所（福島県いわき市）

② 子会社

海 外	ALPINE ELECTRONICS OF AMERICA, INC.	アメリカ トーランス市
	ALCOM ELECTRONICOS DE MEXICO, S.A. DE C.V.	メキシコ レイノサ市
	ALPINE ELECTRONICS (EUROPE) GmbH	ドイツ ミュンヘン市
	ALPINE ELECTRONICS MANUFACTURING OF EUROPE, LTD.	ハンガリー ビアトルバージ市
	ALPINE ELECTRONICS (CHINA) CO., LTD.	中国 北京市
	DALIAN ALPINE ELECTRONICS CO., LTD.	中国 遼寧省大連市
	TAICANG ALPINE ELECTRONICS CO., LTD.	中国 江蘇省太倉市
	ALPINE ELECTRONICS OF ASIA PACIFIC CO., LTD.	タイ バンコク市
国 内	アルパインマーケティング(株)	東京都 大田区
	アルパインマニュファクチャリング(株)	福島県 いわき市

(8) **従業員の状況**（2018年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
音響機器事業	1,707名	900名減
情報・通信機器事業	11,136名	1,012名増
全社（共通）	332名	104名増
合計	13,175名	216名増

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,492名	382名増	42.9歳	16.6年

（注）従業員数は、就業人員（当社から社外への出向者は除く）です。

(9) **主要な借入先及び借入額**（2018年3月31日現在）

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2018年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 160,000,000株
- ② 発行済株式の総数 68,952,260株（自己株式832,241株を除く）
- ③ 株主数 3,234名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
アルプス電気株式会社	28,215千株	40.92%
OASIS INVESTMENTS II MASTER FUND LTD.	3,687	5.35
GOLDMAN, SACHS& CO. REG	3,326	4.82
DEUTSCHE BANK AG LONDON GPF CLIENT OMNI-FULL TAX 613	2,538	3.68
DB AG LONDON PB-ELLIOTT INTERNATIONAL, L.P 667	2,002	2.90
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社（信託口）	1,672	2.43
MSCO CUSTOMER SECURITIES	1,420	2.06
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口）	1,318	1.91
MLI FOR CLIENT GENERAL NON TREATY－PB	1,140	1.65
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT	1,029	1.49

- (注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しています。
2. オアシス・マネジメント・カンパニー・リミテッドから2017年10月30日付で提出された大量保有報告書により、6,407千株（自己株式を除く発行済株式の総数に対する割合9.29%）の当社株式を所有している旨の報告を受けていますが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上表には含めていません。
3. ウェリントン・マネジメント・カンパニー・エルエルピーから2017年9月6日付で提出された大量保有報告書（変更報告書）により、同社、ウェリントン・マネジメント・ジャパン・ピーティーイー・リミテッド及びウェリントン・マネジメント・ホンコン・リミテッドの3社で、3,488千株（自己株式を除く発行済株式の総数に対する割合5.06%）の当社株式を所有している旨の報告を受けていますが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上表には含めていません。
4. みずほ証券株式会社から2017年10月20日付で提出された大量保有報告書（変更報告書）により、同社、アセットマネジメントOne株式会社及びみずほセキュリティーズアジアの3社で、3,242千株（自己株式を除く発行済株式の総数に対する割合4.70%）の当社株式を所有している旨の報告を受けていますが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上表には含めていません。
5. 野村アセットマネジメント株式会社から2017年11月7日付で提出された大量保有報告書（変更報告書）により、同社、ノムラ・インターナショナル・ピーエルシーの2社で、1,658千株（自己株式を除く発行済株式の総数に対する割合2.41%）の当社株式を所有している旨の報告を受けていますが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上表には含めていません。

(2) 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が有する新株予約権に関する事項

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権
発行決議の日	2014年6月19日	2015年6月18日
新株予約権の数	179個	123個
保有者数	取締役 7名 (非業務執行取締役、監査等委員である取締役を除く)	取締役 9名 (非業務執行取締役、監査等委員である取締役を除く)
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 17,900株 (1個につき100株)	普通株式 12,300株 (1個につき100株)
新株予約権の払込金額	1個あたり 141,700円 (1株あたり1,417円)	1個あたり 190,900円 (1株あたり1,909円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1個あたり 100円 (1株あたり1円)	1個あたり 100円 (1株あたり1円)
新株予約権の行使期間	自 2014年8月6日 至 2054年8月5日	自 2015年8月5日 至 2055年8月4日
新株予約権の行使の条件	(注)	(注)

	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権
発行決議の日	2016年6月22日	2017年6月22日
新株予約権の数	356個	215個
保有者数	取締役 10名 (非業務執行取締役、監査等委員である取締役を除く)	取締役 10名 (非業務執行取締役、監査等委員である取締役を除く)
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 35,600株 (1個につき100株)	普通株式 21,500株 (1個につき100株)
新株予約権の払込金額	1個あたり 96,800円 (1株あたり968円)	1個あたり 160,400円 (1株あたり1,604円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1個あたり 100円 (1株あたり1円)	1個あたり 100円 (1株あたり1円)
新株予約権の行使期間	自 2016年7月20日 至 2056年7月19日	自 2017年7月21日 至 2057年7月20日
新株予約権の行使の条件	(注)	(注)

- (注) 1. 新株予約権者は、当社の取締役（非業務執行取締役、監査等委員である取締役を除く。）の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たると場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができます。
2. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2018年3月31日現在）

氏 名	会社における地位及び担当 または主な職業	重要な兼職の状況
こめ や のぶ ひこ 米 谷 信 彦	代 表 取 締 役 社 長	ALPINE ELECTRONICS (CHINA) CO., LTD. 董事長 アルパインマーケティング株式会社 社長 NEUSOFT CORPORATION 董事 ALPINE ELECTRONICS OF AMERICA, INC. 会長 ALPINE ELECTRONICS (EUROPE) GmbH 社長
かじ わら ひとし 梶 原 仁	常 務 取 締 役 管理担当	
みず の なお き 水 野 直 樹	常 務 取 締 役 営業担当	
えん どう こう いち 遠 藤 浩 一	常 務 取 締 役 技術・開発担当	
こ ばやし とし のり 小 林 俊 則	取 締 役 欧州担当	
た ぐち しゅう じ 田 口 周 二	取 締 役 品質担当	
いけ うち やす ひろ 池 内 康 博	取 締 役 製品設計担当	
かわら だ よう じ 河原田 陽 司	取 締 役 生産・資材担当	
いの うえ しん じ 井 上 伸 二	取 締 役 営業副担当	
いし ばし こう じ 石 橋 浩 司	取 締 役 製品設計副担当	
かた おか まさ たか 片 岡 政 隆	取 締 役	
もり おか ひろ ふみ 森 岡 洋 史	取 締 役 (監査等委員) (常勤)	
こ じま ひで お 小 島 秀 雄	取 締 役 (監査等委員) 公認会計士	
は せ がわ さと こ 長谷川 聡 子	取 締 役 (監査等委員) 弁護士	
やなぎ だ なお き 柳 田 直 樹	取 締 役 (監査等委員) 弁護士	
		アルプス電気株式会社 取締役相談役 株式会社アルプス物流 取締役
		住友重機械工業株式会社 社外取締役
		白銅株式会社 社外取締役 監査等委員
		SOMP Oホールディングス株式会社 社外監査役 Y K K株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役（監査等委員）小島秀雄氏、長谷川聡子氏、柳田直樹氏は、社外取締役です。
2. 取締役（監査等委員）小島秀雄氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
3. 当社が常勤の監査等委員を選定している理由は、社内の重要な会議に出席するとともに、日常的な情報収集や内部監査部門等との連携を図ることで監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるためです。
4. 当社は、取締役（監査等委員）小島秀雄氏、長谷川聡子氏、柳田直樹氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出しています。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、非業務執行取締役である片岡政隆氏及び監査等委員である取締役各氏との間において、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としています。

③ 取締役の報酬等の額

区 分	員数（人）	報酬等の総額（百万円）
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	12 (-)	374 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4 (3)	47 (26)
合 計 （うち社外役員）	16 (3)	422 (26)

- (注) 1. 上記には、2017年6月22日開催の第51回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでいます。
2. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の額には、従業員兼務取締役の従業員分給与は含まれていません。
3. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2016年6月22日開催の第50回定時株主総会において、年額6億円以内（うち社外取締役報酬年額1名当たり1,000万円以内。従業員兼務取締役の従業員分は含まない。）と決議されています。
4. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年6月22日開催の第50回定時株主総会において、年額7,000万円以内と決議されています。
5. 上記の取締役の報酬等の額には、以下のものが含まれています。
- ・当事業年度における取締役（監査等委員を除く。）10名に対する役員賞与引当金の繰入額90百万円
 - ・当事業年度における取締役（監査等委員を除く。）10名に対するストック・オプションによる報酬額34百万円
6. 上記のほか、第51回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に対し、役員退職慰労金100百万円を支給しています。この金額には過年度の事業報告において役員の報酬等に含めた役員退職慰労引当金の繰入額98百万円が含まれています。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）小島秀雄氏は、住友重機械工業株式会社の社外取締役です。住友重機械工業株式会社と当社との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）長谷川聡子氏は、白銅株式会社の社外取締役（監査等委員）です。白銅株式会社と当社との間には特別の関係はありません。

- ・取締役（監査等委員）柳田直樹氏は、S O M P Oホールディングス株式会社の社外監査役及びY K K株式会社の社外監査役です。S O M P Oホールディングス株式会社及びY K K株式会社と当社との間には特別の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

	主 な 活 動 状 況
取締役（監査等委員） 小 島 秀 雄	当事業年度開催の取締役会14回のうち、監査等委員として13回出席し、公認会計士としての専門的見地から発言を行っています。 また、当事業年度開催の監査等委員会14回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っています。
取締役（監査等委員） 長 谷 川 聡 子	当事業年度開催の取締役会14回のうち、監査等委員として14回の全てに出席し、弁護士としての専門的見地から発言を行っています。 また、当事業年度開催の監査等委員会14回のうち13回出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っています。
取締役（監査等委員） 柳 田 直 樹	当事業年度開催の取締役会14回のうち、監査等委員として14回の全てに出席し、弁護士としての専門的見地から発言を行っています。 また、当事業年度開催の監査等委員会14回のうち13回出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っています。

- ・上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が6回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 新日本有限責任監査法人

② 会計監査人の報酬等の額

区分	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
当社	253	14
連結子会社	—	—
計	253	14

- (注) 1. 監査等委員会は、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項および第3項の同意を行っています。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
3. 当社の監査証明業務に基づく報酬の額には、アルプス電気株式会社との経営統合に伴い、米国証券法に基づき提出する登録申請書様式F-4に関する連結財務諸表にかかる監査報酬197百万円が含まれています。
4. 当社は非監査業務として、国際財務報告基準（IFRS）に関するアドバイザリー業務に対して対価を支払っています。

③ 解任または不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

④ 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人が当社の子会社の計算関係書類の監査をしている事実

当社の重要な子会社のうち、以下に記載する会社は当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けています。

ALPINE ELECTRONICS OF AMERICA, INC.

ALCOM ELECTRONICOS DE MEXICO, S.A. DE C.V.

ALPINE ELECTRONICS (EUROPE) GmbH

ALPINE ELECTRONICS MANUFACTURING OF EUROPE, LTD.

ALPINE ELECTRONICS (CHINA) CO., LTD.

DALIAN ALPINE ELECTRONICS CO., LTD.

TAICANG ALPINE ELECTRONICS CO., LTD.

ALPINE ELECTRONICS OF ASIA PACIFIC CO., LTD.

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社が業務の適正を確保するための体制の整備に関して、取締役会において決議した基本方針及び当該体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

① 内部統制システムについての基本的な考え方とその整備状況

当社は、アルプス電気株式会社を中心とするアルプスグループの一員として、グループ創業の精神（社訓）をグループ経営の原点と位置付け、アルプスグループ経営規範（グループ経営規定、グループコンプライアンス憲章及びグループ環境憲章）のもとで、当社のコンプライアンスについての基本理念と行動指針を定めて当社及び当社子会社に展開します。これを踏まえて、以下のとおり業務の適正を確保するための体制を整備します。

イ. 当社及び当社子会社の取締役及び従業員の法令及び定款適合性を確保するための体制

(Ⅰ) 当社は、法令の趣旨や社会の要請、企業倫理に基づいて公正な経営を目指し、良識と責任ある行動をとるため、コンプライアンスの基本理念と行動指針を宣言するとともに、その具体的内容を明確にした社内規定を定めます。

(Ⅱ) 当社は、利害関係のない独立した社外取締役（以下、「独立社外取締役」という。）の候補者を複数選定します。そして、独立社外取締役が出席する取締役会において経営の方針や重要事項を審議・決定し、また各取締役の職務執行状況の監督を行うため、当社取締役会規則に決議事項及び報告事項の具体的内容・基準を明確に定めるとともに、このような審議・決定及び監督を行うための能力・資質を有した者が取締役として株主総会で選任されるよう取締役候補者の選任基準を設定します。

(Ⅲ) 当社は、取締役会決議の適法性を担保するため、上程される議案の適法性に関する確認制度を整備します。

(Ⅳ) 当社は、健全な企業風土を醸成するため、役員及び従業員に対してコンプライアンス教育を実施します。

(Ⅴ) 当社は、子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款適合性を確保するための体制として、当社子会社の経営に関する指導・管理を行う制度を整備します。また、当社は、子会社の状況等に応じてコンプライアンスに関する体制の構築とその活動を支援します。

【運用状況の概要】

- ・当社は、グループコンプライアンス憲章、コンプライアンス基本規定を定めるとともに、それらの具体的内容を明確にした各種の社内規定を定めています。
- ・取締役については、選任基準に基づいて取締役候補者を選定し、株主総会に提案しています。
- ・当事業年度は取締役会を14回開催し、付議内容・基準を定めた取締役会規則・細則に基づき、重要事項につき審議決定するとともに、各取締役から業務執行の報告を受けました。また、取締役会決議の適法性を担保するため、事前確認規定に基づき管理担当取締役及びコンプライアンス担当部門による上程議案の事前確認も行っています。

- ・コンプライアンス教育については、役員に対しては就任時に、従業員に対しては入社時及び定期的に実施しています。
 - ・当社は、アルパイングループ会社経営管理規定に基づき、子会社への経営指導・管理を行うとともに、コンプライアンス等に関する活動を支援しています。また、親会社とはアルプスグループの運営及び管理に関する契約書を結び、グループ運営・管理に関する事項を定めるとともに、独立性を維持しつつ、社長会やグループ監査等委員会連絡会などに参加し、グループとしての経営の相乗効果と適正化を図り、適切な内部統制を構築すべく取り組んでいます。
- . 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理並びに当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- (Ⅰ) 当社は、文書管理の基本事項を社内規定に定め、取締役の職務執行に係る情報を適切に記録し、保存管理します。
- (Ⅱ) 当社は、当社子会社の取締役等の職務の執行に関する当社への報告に関し、各社の役割・機能等を踏まえた報告制度を整備します。
- 【運用状況の概要】**
- ・当社は、取締役会規則・細則を定め、議事録の作成・保管その他取締役会の運営等を明確にするとともに、文書管理規定、情報管理規定及び秘密情報管理規定等を制定し、それらに基づいた情報の管理を行っています。また、当社子会社はそれぞれ、アルパイングループ会社経営管理規定に基づき、各社の執行状況等について当社に報告しています。
- ハ. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (Ⅰ) 当社は、グループ全体のリスクの統括的管理及び情報の共有化を図るため、リスク管理に関する社内規定を定め、種々のリスクに関する管理・報告の体制を整備します。
- (Ⅱ) 当社は、当社子会社に関連する一定のリスクについて当社への事前協議及び報告体制を整備します。また、当社のリスク管理に関する規定に準拠して各社で体制を整備させるとともに、その状況に応じて必要となる支援を行います。
- 【運用状況の概要】**
- ・当社は、リスクマネジメント方針の下、危機管理に関する規定を定め、災害・事故・業務など経営に甚大な影響を及ぼすリスクに関する管理・報告体制の整備・運用をしています。
 - ・当社子会社に対しては、各社の規模や業態に応じたリスク管理体制を整備させるとともに、アルパイングループ会社経営管理規定に基づき、当社に対しリスクに関する協議・報告を行っています。また、親会社とは、社長会やグループ監査等委員会連絡会などに参加し、グループ間の連携を図っています。
- 二. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (Ⅰ) 当社は、機能別それぞれに担当取締役を設置して執行責任の所在を明確にするとともに、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を構築します。
- (Ⅱ) 当社は、取締役会において中期経営計画及び事業予算を審議・決定し、各取締役は、その計画に定める目標達成のため行動するとともに、進捗状況を取締役会において報告します。

(Ⅲ) 当社は、当社グループ全体の基本方針・戦略に基づいて、子会社の運営管理上の区分を定め、これらを踏まえた効率的な業務執行を確保するための体制を構築します。また、各社の状況等に応じて経営・業務の指導及び業績の管理を行う制度を整備します。

【運用状況の概要】

- ・ 当社では、営業、技術、生産、管理、品質等の機能別組織それぞれに担当取締役を設置して責任を明確にしています。
- ・ 当社では、3年ごとに中期経営計画、毎年事業予算を策定し、取締役会にて審議・決定を行っています。これらの計画については、半期ごとに経営計画会議を開催し、計画の進捗管理や見直しを行っています。また、各担当取締役は、担当分野における計画の進捗状況を取締役会にて毎月報告しています。
- ・ 当社子会社については、それぞれに担当取締役を定め、各子会社の業態や規模に応じた効率的な業務執行を行えるように指導、監督しています。アルプスグループ上場子会社とは、親会社取締役会で当社経営状況を報告し、社長会で経営の連携を図っています。

- ホ. 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するためのその他の体制
- (Ⅰ) 当社は、当社グループのコンプライアンスに関する基本理念と行動指針を定めて当社及び当社子会社に展開し、当社グループにおける共通の価値観としてこれを共有します。
 - (Ⅱ) 当社は、当社グループ内における取引、またアルプスグループ各社と当社グループの取引の価格について、適正な基準を設定します。
 - (Ⅲ) 当社は、企業倫理や社内規定及び法令に係る違反の防止、早期発見及びその是正を図るため、当社及び当社子会社において内部通報制度（倫理ホットライン）（以下、「倫理ホットライン」という。）を設置し、通報窓口を定期的に周知します。
 - (Ⅳ) 当社の内部監査部門は、当社及び当社子会社の経営・事業に係る活動全般について監査を行い、当該内部監査の結果を取締役会並びに監査等委員会及び会計監査人に報告します。
 - (Ⅴ) 当社の監査等委員会は、当社子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けます。

【運用状況の概要】

- ・ 当社は、グループコンプライアンス憲章を定め、グループ全体で共有しています。当社グループ内における取引については、取引価格ガイドラインを定め、また、アルプスグループ各社と当社グループとはアルプスグループの運営及び管理に関する契約書に基づいて、適正な取引を行っています。
- ・ 当社は、倫理ホットラインを設置し、月に一度発行される社報等で通報窓口を周知しています。倫理ホットラインの運用状況については、管理担当の取締役が確認を行い、毎年1回取締役会に報告しています。
- ・ 当社は、半期毎にアルプスグループ倫理ホットライン連絡会に参加し、アルプスグループ上場会社と倫理ホットラインの運用状況や課題等を協議、共有化しています。
- ・ 内部監査部門は当社及び当社子会社を対象とした内部監査を行い、その結果を代表取締役と監査等委員会に報告しています。また、アルプスグループ監査等委員会連絡会などで各社の状況や課題を共有しています。

- ・当社の監査等委員は、定期的に国内の子会社の社長等と面談を行っています。また、海外子会社の社長等とは往査時に面談するほか、経営計画会議などの場を利用して面談、情報交換をしています。

ハ. 監査等委員会の職務を補助する従業員に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助する部署を設け、専任のスタッフ（以下、「監査等委員会補助スタッフ」という。）を配置します。

【運用状況の概要】

- ・当社では、監査等委員会の職務を補助する部署を設け、専任の監査等委員会補助スタッフを配置しています。

ト. 当社の監査等委員会補助スタッフの取締役からの独立性及び当該補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項

- （Ⅰ）監査等委員会補助スタッフは、他の職務を兼任せず、専ら当社監査等委員会の指揮命令に従うものとしします。
- （Ⅱ）当社は、常勤監査等委員の同意の下において監査等委員会補助スタッフの人事異動及び人事考課を実施します。

【運用状況の概要】

- ・当社では、監査等委員会補助スタッフは他の職務を兼任せず監査等委員会の指揮命令下にあり、人事異動・考課は常勤監査等委員の同意を得て実施しています。

チ. 当社の取締役及び従業員が当社の監査等委員会に報告するための体制

- （Ⅰ）当社は、重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項について、取締役が監査等委員会へ報告を行います。
- （Ⅱ）当社は、重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項について、従業員が倫理ホットラインの窓口への通報を通じて、直接又は間接的に監査等委員会に報告できる体制を整備します。

【運用状況の概要】

- ・当社では、取締役が重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項を把握、認識した場合には、随時、取締役が監査等委員会に報告ができる環境を整備しています。また、従業員が重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項を把握、認識した場合には、常勤監査等委員、社外取締役である監査等委員、コンプライアンス担当部門長、親会社コンプライアンス・監査室長を窓口とする倫理ホットラインに通報、相談することができる体制を整備、運用、周知しています。

リ. 当社子会社の取締役、監査役、従業員等又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

- （Ⅰ）当社は、当社子会社で発生した重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項について、当該子会社の取締役・監査役等が直接、又は当社の担当取締役等を通して当社の監査等委員会に報告する体制を整備します。

(Ⅱ) 当社は、当社子会社の従業員が倫理ホットラインの窓口への通報を通じて直接又は間接的に当社の監査等委員会に報告できる体制を整備します。

【運用状況の概要】

- ・国内の当社子会社で発生した重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項については、当該子会社の取締役・監査役・従業員が当社の監査等委員会に直接報告できる体制として、当社の常勤監査等委員、社外監査等委員、コンプライアンス担当部門長、親会社コンプライアンス・監査室長を窓口とする倫理ホットライン制度を設置、運営、周知しています。
- ・主要な海外子会社には内部通報制度を設置し、その従業員が利用できるように指導しているほか、その運用状況を定期的に当社の倫理ホットライン事務局がモニタリングし、その結果を当社の管理担当取締役、常勤監査等委員及び社外取締役である監査等委員に報告しています。

ヌ. 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員等が監査等委員会に対して報告・通報したことを理由とした不利益な取扱いを社内規定等によって禁止します。

【運用状況の概要】

- ・当社は、倫理ホットライン規定により、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員等が倫理ホットラインに対して報告・通報をしたことを理由とする不利益な取扱いを禁止しています。

ル. 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項について

当社は、監査等委員の職務の執行において生ずる費用について、監査等委員の請求があった場合に、会社法第399条の2第4項に基づき適切に処理します。

【運用状況の概要】

- ・監査等委員の監査に関する費用は、監査計画に基づく予算を確保するとともに、実際に支出した費用を監査等委員の請求に基づいて、償還しています。なお当事業年度は、監査等委員から緊急又は臨時に支出する費用の請求は受けていません。

ヲ. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制

(Ⅰ) 監査等委員は、予算会議等の重要な社内会議に出席するほか、取締役や幹部従業員と定期及び随時に会合を行うこととします。

(Ⅱ) 監査等委員会は、内部監査部門及び会計監査人と緊密な連携を図るために、定期及び随時に会合を行うこととします。

(Ⅲ) 監査等委員会は、監査の実施上必要な場合には、外部の専門家を使用できることとします。

【運用状況の概要】

- ・監査等委員は、取締役会や経営計画会議等の重要な会議に出席するほか、取締役や幹部従業員と定期及び随時に会合を行っています。
- ・監査等委員は、内部監査部門及び会計監査人とグループ監査等委員会連絡会や監査等結果報告会など定期及び随時に会合を行い、情報や課題を共有しています。
- ・監査等委員会監査基準で外部の専門家を使用できることを明記しています。

フ. 財務報告の適正を確保するための体制

当社は内部統制の整備・運用状況を業務の自己点検や独立部門による評価を通じて確認したうえで、財務報告の信頼性に係わる内部統制の有効性について内部統制報告書に開示します。

② 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、更にそれらからの要求を断固拒否する方針を堅持します。反社会的勢力及び団体に対する対応を統括する組織を人事・総務部門内に設置し、社内関係部門及び警察等外部専門組織機関との協力体制を整備しています。また、不当要求に対応するため、対応部門に対する社内研修を実施するなどの教育を併せて行っています。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要事項と位置付けており、連結業績をベースに「株主様への利益還元」、「競争力強化のための積極的な研究開発投資や設備投資」、「将来の事業成長に向けての内部留保」の3つのバランスを考慮して利益配分を決定することを基本方針としています。

毎事業年度における剰余金の配当については、第2四半期末日を基準日とする中間配当と期末配当の年2回とし、それぞれの決定機関は、中間配当については取締役会、期末配当についても取締役会の決議をもって行うことができる旨、定款に定めています。ただし、当面は、原則として期末配当の決定を株主総会に諮ることとしています。

当事業年度の配当については、上記基本方針のもと、業績並びに今後の事業展開、財務体質等を総合的に勘案し、中間配当として1株当たり15円を実施、期末配当についても15円とし、年間配当を30円と予定しています。この結果、当事業年度の配当性向は22.2%となります。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりです。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
2017年10月30日 取締役会決議	1,034	15.00
2018年6月21日 定時株主総会決議(予定)	1,034	15.00

連結貸借対照表
(2018年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	219,623	(負 債 の 部)	63,518
流 動 資 産	(142,808)	流 動 負 債	(53,792)
現金及び預金	53,789	支払手形及び買掛金	26,778
受取手形及び売掛金	44,759	未払費用	10,641
商品及び製品	18,423	未払法人税等	1,528
仕掛品	1,369	繰延税金負債	24
原材料及び貯蔵品	8,009	賞与引当金	2,641
繰延税金資産	2,181	役員賞与引当金	90
その他	14,537	製品保証引当金	5,429
貸倒引当金	△263	その他	6,659
固 定 資 産	(76,814)	固 定 負 債	(9,725)
有 形 固 定 資 産	(26,703)	繰延税金負債	4,350
建物及び構築物	7,877	退職給付に係る負債	3,681
機械装置及び運搬具	6,121	役員退職慰労引当金	53
工具器具備品及び金型	6,178	その他	1,640
土地	4,623	(純 資 産 の 部)	156,104
リース資産	126	株 主 資 本	(144,458)
建設仮勘定	1,775	資本金	25,920
無 形 固 定 資 産	(5,288)	資本剰余金	24,903
投資その他の資産	(44,822)	利益剰余金	95,011
投資有価証券	28,545	自己株式	△1,377
出資金	11,810	その他の包括利益累計額	(9,424)
退職給付に係る資産	31	その他有価証券評価差額金	7,681
繰延税金資産	541	繰延ヘッジ損益	△2
その他	3,899	土地再評価差額金	△1,261
貸倒引当金	△7	為替換算調整勘定	3,862
資 産 合 計	219,623	退職給付に係る調整累計額	△854
		新 株 予 約 権	(97)
		非 支 配 株 主 持 分	(2,124)
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	219,623

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

(2017年4月1日から
2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		275,281
売上原価		219,968
売上総利益		55,312
販売費及び一般管理費		41,564
営業利益		13,748
営業外収益		
受取利息	300	
受取配当金	505	
金型精算益	347	
その他	380	1,533
営業外費用		
支払利息	19	
為替差損	85	
売上割引	109	
支払手数料	984	
海外源泉税	321	
持分法による投資損失	14	
その他	77	1,612
経常利益		13,669
特別利益		
固定資産売却益	73	
段階取得に係る差益	42	
持分変動利益	147	263
特別損失		
固定資産除売却損	68	
投資有価証券評価損	140	
減損損失	275	
事業構造改善費用	1,262	1,747
税金等調整前当期純利益		12,185
法人税、住民税及び事業税	3,984	
法人税等調整額	△1,390	2,593
当期純利益		9,592
非支配株主に帰属する当期純利益		265
親会社株主に帰属する当期純利益		9,326

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

(参考情報)

連結損益及び包括利益計算書（監査対象外）
（2017年 4 月 1 日から）
（2018年 3 月31日まで）

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	275,281
売上原価	219,968
売上総利益	55,312
販売費及び一般管理費	41,564
営業利益	13,748
営業外収益	1,533
営業外費用	1,612
経常利益	13,669
特別利益	263
特別損失	1,747
税金等調整前当期純利益	12,185
法人税等合計	2,593
当期純利益	9,592
(内訳)	
親会社株主に帰属する当期純利益	9,326
非支配株主に帰属する当期純利益	265
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	1,094
繰延ヘッジ損益	△1
為替換算調整勘定	1,286
退職給付に係る調整額	857
持分法適用会社に対する持分相当額	△124
包括利益	12,703
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	12,479
非支配株主に係る包括利益	224

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

貸 借 対 照 表

(2018年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	117,288	(負 債 の 部)	27,342
流 動 資 産	(53,514)	流 動 負 債	(22,604)
現金及び預金	9,955	買掛金	11,609
売掛金	28,020	未払金	719
商品及び製品	1,167	未払費用	6,556
仕掛品	336	未払法人税等	200
原材料及び貯蔵品	1,470	前受金	1,007
前払費用	546	預り金	212
繰延税金資産	488	賞与引当金	1,563
短期貸付金	3,100	役員賞与引当金	90
関係会社短期貸付金	424	製品保証引当金	602
未収入金	5,469	その他	40
立替金	2,423	固 定 負 債	(4,737)
その他	112	繰延税金負債	2,888
固 定 資 産	(63,774)	退職給付引当金	1,711
有 形 固 定 資 産	(8,940)	資産除去債務	7
建物	2,474	その他	130
構築物	152		
機械及び装置	278	(純 資 産 の 部)	89,946
車両運搬具	117	株 主 資 本	(83,089)
工具、器具及び備品	1,595	資 本 金	(25,920)
金型	949	資 本 剰 余 金	(24,905)
土地	3,188	資本準備金	24,905
建設仮勘定	184	利 益 剰 余 金	(33,640)
無 形 固 定 資 産	(4,459)	利益準備金	883
ソフトウェア	3,295	その他利益剰余金	(32,756)
ソフトウェア仮勘定	1,163	配当平均積立金	1,750
その他	0	別途積立金	31,452
投 資 そ の 他 の 資 産	(50,374)	繰越利益剰余金	△445
投資有価証券	15,796	自 己 株 式	(△1,377)
関係会社株式	14,729	評 価 ・ 換 算 差 額 等	(6,759)
その他の関係会社有価証券	496	その他有価証券評価差額金	8,023
出資金	131	繰延ヘッジ損益	△2
関係会社出資金	16,879	土地再評価差額金	△1,261
従業員長期貸付金	44	新 株 予 約 権	(97)
長期前払費用	2,237	負 債 ・ 純 資 産 合 計	117,288
差入保証金	53		
その他	10		
貸倒引当金	△5		
資 産 合 計	117,288		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書
(2017年4月1日から
2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		143,189
売上原価		130,593
売上総利益		12,596
販売費及び一般管理費		12,563
営業利益		33
営業外収益		
受取利息	17	
受取配当金	6,813	
その他	435	7,266
営業外費用		
支払利息	3	
為替差損	248	
支払手数料	984	
海外源泉税	321	
その他	38	1,596
経常利益		5,704
特別利益		
固定資産売却益	4	
抱合せ株式消滅差益	299	304
その他	0	
特別損失		
固定資産除売却損	12	
投資有価証券評価損	597	
減損損失	38	
事業構造改善費用	849	1,498
税引前当期純利益		4,510
法人税、住民税及び事業税	△530	
法人税等調整額	△973	△1,504
当期純利益		6,015

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年5月16日

アルパイン株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 花 藤 則 保 ⑤
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 鶴 田 純 一 郎 ⑤
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アルパイン株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アルパイン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年5月16日

アルパイン株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 花 藤 則 保 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鶴 田 純 一 郎 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アルパイン株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2017年4月1日から2018年3月31日までの第52期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の①から③の方法で監査を実施しました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年5月23日

アルパイン株式会社 監査等委員会

取締役監査等委員	委員長	小島秀雄	㊞
取締役監査等委員	常勤	森岡洋史	㊞
取締役監査等委員		長谷川聡子	㊞
取締役監査等委員		柳田直樹	㊞

(注) 監査等委員 小島 秀雄、長谷川 聡子及び柳田 直樹は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

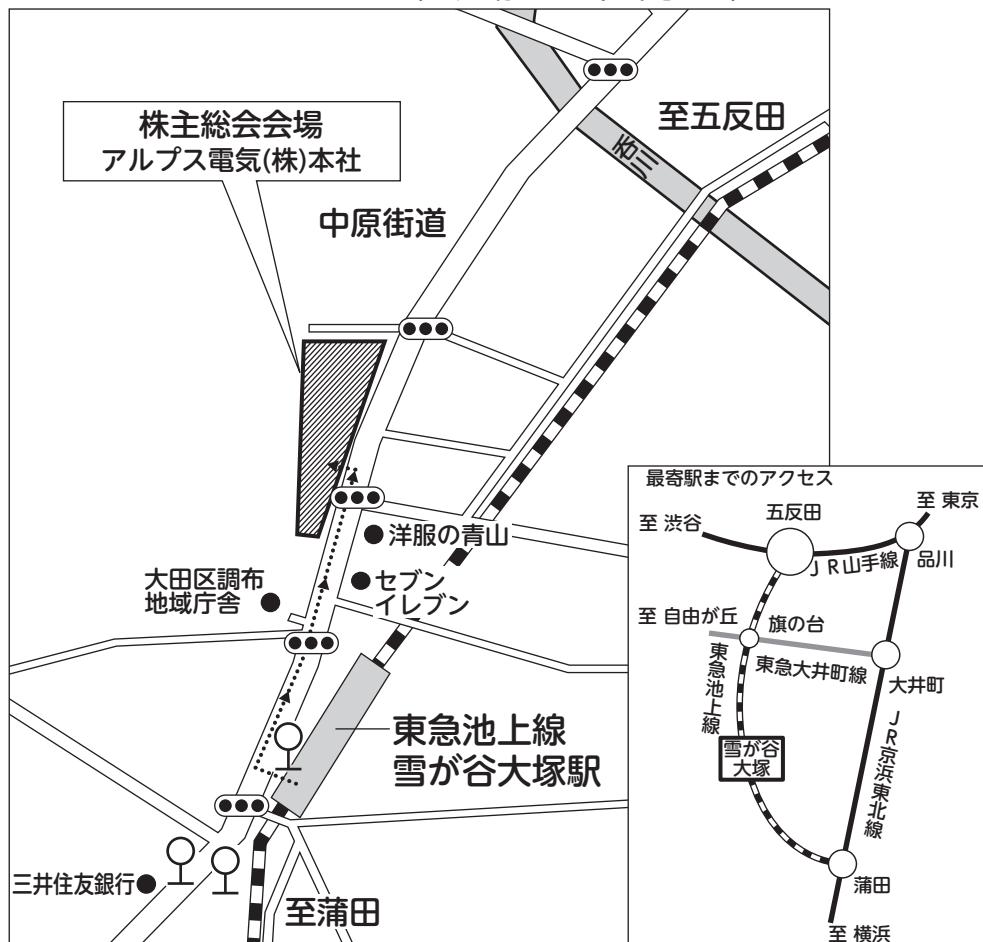
メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

(会場ご案内図)



<交通のご案内>

- ・電車でご来場の場合 東急池上線「雪が谷大塚駅」下車 徒歩約5分
五反田駅より8駅目 (約12分)
蒲田駅より6駅目 (約10分)
- ・バスでご来場の場合 東急バス「雪が谷バス停」下車 徒歩約5分
「蒲12」 田園調布駅 (東急東横/目黒 各線) ⇄ 蒲田駅 (J R京浜東北/東急池上/東急多摩川 各線)
「多摩01」 多摩川駅 (東急東横/目黒/多摩川 各線) ⇄ 東京医療センター

◎会場へのお車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

◎開会間際は、受付が大変混雑いたしますので、お早めにご来場ください。(午前9時より受付を開始します。)



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。